

奈良県いじめ問題再調査委員会
報告書
(公表版)

令和6年4月

奈良県いじめ問題再調査委員会

目 次

第1	はじめに	1
第2	本件事案の経緯について	2
第3	いじめの該当性及び重大事態との関係性	17
第4	本件事案が重大事態に至った原因の検討	22
第5	再発防止に向けた提言	28
第6	おわりに	35

第1 はじめに

1 本件事案の概要

本件学校の生徒であった被害生徒は、2年生時の8月23日、約1年間いじめを受けていることを教職員に訴えたことから、本件学校は被害生徒及び加害生徒らに対し措置を講じていた。その後、被害生徒の親権者は翌年2月に、本件学校に対し、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）28条1項に基づいていじめ重大事態第三者委員会の設置・調査などを求めた。

これを受けて、本件学校内にいじめ重大事態に関する第三者調査委員会（以下、「第三者委員会」という。）が設置され、第三者委員会による調査が実施された後、報告書が関係者に開示された。

被害生徒の親権者は、さらなる詳細調査及び事実認定を求めるとともに、これらに対する評価・判定について再検討されるべきことを求めて、奈良県に対し、再調査委員会の設置を求めた。

奈良県が再調査の可否を検討したところ、被害生徒が調査時には知り得なかった新たないじめの事実を訴えたことから、新たな重要な事案として取り扱う必要があるとして、奈良県は、令和4年6月、法31条に基づき再調査を実施することを決定し、奈良県いじめ問題再調査委員会（以下、「再調査委員会」という。）を設置した。

2 再調査委員会について

再調査委員会は、奈良県いじめ問題再調査委員会条例1条の規定により設置された。

常任委員として、弁護士1名、学識経験者（教育関係）1名、臨床心理士1名が選任された他、本件事案を調査する専門委員として、弁護士1名が選任され、以下の4名で構成された。

常任委員（委員長）	山口 芳子	弁護士
常任委員	池田 忠	学識経験者（教育関係）
常任委員	宿谷 仁美	臨床心理士
専門委員	松井 大輔	弁護士

運営については、奈良県いじめ問題再調査委員会運営要綱に基づき行った。

3 再調査の方針

再調査の目的は、本件学校で発生したいじめ重大事態について、改めて事実を確認し、原因を分析することで、再発防止に向けた対策を検討することとした。

調査事項は、以下のとおり。

- (1) 再調査にあたり、被害生徒から申し出のあった新たないじめ事案について、事実確認を行う。
- (2) 被害生徒に対するいじめの発生時期について、再度、評価・判定を行う。
- (3) 第三者委員会で検討された8つのいじめ事実について、再度、評価・判定を行う。
- (4) 本件事案についての本件学校の対応について問題点を検証し、いじめが重大化した原因を分

析する。

(5) いじめや本件学校の対応が、被害生徒に与えた影響を検証する。

(6) 調査内容を踏まえ、再発防止策を検討し、提言を行う。

調査に当たっての留意事項として、個別のいじめ事実の認定にとらわれることなく、被害生徒に寄り添い、被害生徒が本件事案により不登校となり、内部進学を断念せざるを得なくなった一連の流れの中で、問題となった点を整理し、原因の分析を行うこととした。

また、これらの原因分析は、本件学校関係者や加害生徒の責任を追及するためのものではなく、問題点を検証することにより、今後、同様の事態が起こることのないよう対策を検討し、提言することで、再発防止を図ることを目的とすることを確認した。

4 再調査委員会の経緯

令和4年10月13日以降、計26回開催した。

第2 本件事案の経緯について

1 本件学校について

本件学校は学校法人が設置する中高一貫教育の中学校・高等学校である。本件事案当時、2コースが設置されており、中学1・2年次では2コースとも同じクラスで同一のカリキュラムのもとに学び、中学3年次からカリキュラムが別になる。1学年は4クラスである。

教育方針として教科学習だけでなく、生徒主体の学校行事などの特別活動や部活動も大切にしている。

2 被害生徒の入学からの状況

(1) 被害生徒が本件学校に入学するに至った経緯

被害生徒は、中学進学にあたり、本県学校以外にも、複数の学校を受験し、いずれも合格していたが、学業と部活動の両立ができ、自主的に学習する雰囲気の本件学校を選択した。

(2) 被害生徒の入学後の状況

ア 被害生徒は、本件学校に入学後、始発に乗って始業1時間前に学校に行き自習し、時には他の生徒に学習を教えるなど勉学に意欲的に取り組み、英語が得意だったことから、文化部の部活動顧問であり、副担任であった教諭（以下、「副担任」という。）に誘われ、文化部のスピーチコンテストの練習にも参加した。

イ 被害生徒は、小学校6年生の頃から興味があった運動部（以下、「当該部」という。）に入部し、部活動が楽しく、女子部員とは仲がよかった。

ウ 被害生徒は、教職員や他の生徒から「真面目」、「全力で取り組むタイプ」、「みなが面倒臭くてやらないことを積極的にやってくれる」など評価されている。また、被害生徒は明るく、教職員の問いかけにも笑顔で答えていた。

(3) 当該部の活動及び指導状況

ア 被害生徒が所属していた当該部は、もともと少人数であったが、被害生徒が入学した年度か

ら人数が増えつつあった。

イ 顧問は複数名いるが、主顧問である教諭（以下、「主顧問」という。）が、ほぼ一人で指導に当たっていた。特に被害生徒が中学2年生の時には主顧問は高校3年生の担任であったため忙しく、部活動の指導に来る回数が減っていた。

ウ 練習は女子が少ないことと、指導に当たる顧問がほぼ一人であったことから男女混合で行っていた。また、中学生と高校生とで分かれて練習をし、1学期は中学1年生から中学3年生と一緒に練習し、8月末頃から中学3年生は高校生と練習することになっていた。部活動の中で、大きな大会に出るメンバーを決めるためのランキング戦が行われることがあったが、これも男女混合で行われていた。練習メニューは顧問不在時には上級生（主に部長）が決めていた。

エ 被害生徒の学年は、生徒A、生徒B、生徒C、生徒D、生徒E（以下、生徒A、生徒B、生徒C及び生徒Dを併せて、以下、「加害生徒ら」という。）を含め複数の部員の練習態度が1年時から不真面目で、好き勝手なプレーをして、遊んでいるようで、上級生から注意を受けていたが、改められることがなかった。なお、被害生徒も注意する側であった。不真面目な生徒の態度は主に主顧問の不在時に見られ、主顧問は直接目にしたときは直接指導し、他の部員から情報を得た時には全体に向けて注意していた。上級生の中には、主顧問に加害生徒らの練習態度の悪さを相談する者もいた。

また、主顧問は高校生と中学生が、又は男女が混合で練習することから、当該競技の技術力が劣る者と練習するときでも手を抜かないように指導していた。

3 被害生徒の本件学校にいじめを訴えるに至る経緯1（被害生徒の1年生夏頃から2年生夏前頃までの状況）

(1) 1年生夏頃の加害生徒らの言動及び被害生徒の対応

ア 被害生徒は、夏頃、部活動で会った際に、生徒Dから、「死ね」、「きもい」、「うざい」等と暴言を吐かれるようになった。これは、生徒Dが、被害生徒と成績のことを話した際に被害生徒から見下されていると感じて快く思わず、被害生徒に対し暴言を發したものである。生徒Cも生徒Dと同調するように、被害生徒に対し、暴言を發していた。両名の被害生徒への暴言は、ほぼ毎日、部活動で会うと行われていた。被害生徒は、当初聞き流していたが、二人の発言が酷くなったときには、「嫌や。」と控えめに言ったり、時には言い返したりした。しかし、生徒Cや生徒Dが発言しても誰も注意する者はいなかった。なお、生徒Cや生徒Dの上記発言は、被害生徒だけに發せられたものでなく、周囲の部員にも行っていた。

イ 被害生徒は、その後、生徒Aや生徒Bからも同様に暴言を發せられるようになり、心理的にはかなりつらい思いをしていた。

ウ 生徒Bは、8月、生徒Gが練習中に走っている様子を盗撮し、当該部の生徒に写真を載せたLINEを見せた。

生徒Gは、他の生徒から上記LINEの内容を伝えられ、過去にもバスの中で盗撮され、吹き出しを付ける加工がされたこともあって、翌日、職員室に相談しに行った。相談内容は、学年主任や被害生徒の担任教諭（以下、「担任教諭」という。）及び主顧問らに報告され、主顧問か

ら生徒B及び生徒Gに話をし、保護者にも連絡した。

エ 担任教諭は、11月、親権者母から、生徒Bが当該部のグループLINEで生徒Aと生徒Fが中学2年生の生徒を盗撮した写真に中傷する書き込みを加えて送っていることを聞いた。被害生徒は、上記LINEのことで気持ちが落ち込み、翌日学校に行けなくなった。そこで、担任教諭は生徒Bから事実を確認した上で、生徒Bに対し、SNS上の嫌がらせであり、許されることではないと厳重に注意した。なお、この件は、生徒指導部に報告することなく、学年だけで指導して終わった。詳細を知らされていない教職員も学年団にいて情報がどこまで共有されていたかは不明である。

(2) 1年生12月のミーティングの経緯

ア 12月、中学1年生の部員だけが体育館の2階を10分間程度走っていたところ、生徒A、生徒B、生徒C、生徒D、生徒E、生徒F、その他数名の部員は、決められたルートを走らなかつたり、ボールを投げ合ったりして走っていた。被害生徒は、これら生徒らに対し、「ちゃんと走りや」と注意したが、この声を聞いた生徒は加害生徒らの中にはおらず、その他の部員でも被害生徒の発言を聞いた者もいたし、聞いていない者もいた。被害生徒はランニング中の加害生徒らの行動に涙があふれ、我慢するのが精一杯であった。なお、その練習の場に当該部の顧問は不在だった。

イ 高校生の部員からその様子を聞いた主顧問は、中学1年生の部員を集めて、ミーティングを行い、「もっと真面目にやれ。誰も注意しなかったのか。」との趣旨の発言した際、被害生徒が、「私は注意した」旨答えた。その後、部室内で、加害生徒らは、被害生徒が注意したという発言を聞いていなかったため、被害生徒の上記発言を問題視し、被害生徒が注意していないのに注意したと嘘をついたと言い、腹を立てて生徒Eや生徒Fを含め被害生徒の悪口を言った。

(3) 加害生徒らの被害生徒へのいじめ等

ア 生徒Cの被害生徒へのいじめは翌年2月頃まで、生徒Dの被害生徒へのいじめは翌年4月頃まで続き、生徒A及び生徒Bの被害生徒へのいじめは、以後も続いた。

イ 加害生徒らは、決められた練習メニューを行わなかつたり、好き勝手に練習したり、練習中にふざけたり、練習に遅れてきたり、練習中にいなくなつたりした。被害生徒は時には注意をするも加害生徒らは特に改めることもなかつた。なお、被害生徒は加害生徒らの練習態度を主顧問に告げたことがあるが、当時の部活動の雰囲気からチクリと捉えられることを怖れてそれ以上言えず、他の部員も加害生徒らの言動を咎める状況ではなかつた。被害生徒は、この頃、加害生徒らのいじめに対し、溢れる涙を我慢するのが精一杯で言い返すこともできず、心理的な負荷も深刻な状態に至っており、胃液が逆流するような身体症状が現れ始め、夜も眠れなくなっていた。

ウ 加害生徒らのいじめ等の行為

当該部の活動中の被害生徒への加害生徒らのいじめ等の行為は次のとおりである。

- ① 加害生徒らは、被害生徒が拾ったボールを「汚い」などと言って触らなかつた。
- ② 加害生徒らは、練習の組み合わせで被害生徒と一緒にになると文句を言っていた。

当時、加害生徒らは、対外試合に出場するメンバーを選出するために、当該部内で開催さ

れるランキング戦では、上位を占めるなど、実力的には優れていた。そして、加害生徒らは、自分より実力的に強い生徒と一緒に練習したいという思いがあり、被害生徒を含めて自分より実力的に弱い生徒と一緒にになったときは、文句を言っていたものであり、被害生徒だけに限ったものではなかった。しかし、主顧問からは自分より弱い者と組んで練習することがあっても手を抜くなと指導されていることから、当該部においては、いろいろな実力の生徒が組んで練習することが前提とされているものである。したがって、組み合わせに不満を述べることは、そもそも許されるものではなかった。また、部長は、被害生徒に配慮して加害生徒らと一緒にならないようにしていたが、男子部員の数が多く、女子部員は少ないことから、どうしても加害生徒らと組まざるを得ない状況であった。

- ③ 加害生徒ら及び生徒Eは、それぞれ、被害生徒に対し、直接又は被害生徒がいないところで（なお、生徒Eはもっぱら陰で言っていた。）、頻繁に「死ぬ」、「きもい」、「ウザい」などと暴言を発していた。
- ④ 練習試合中、応援席で、加害生徒らは、被害生徒に「負けろ」と言ったり、被害生徒が負けると喜んだり、生徒Aは、被害生徒の対戦相手であった生徒Kを応援したこともあった。当時当該部の生徒らも多数この発言を聞いていた。被害生徒は、これら発言を直接耳にしたものではないが、加害生徒らが練習試合のときにミスしたら喜んでいと認識し、加害生徒らの応援の態度について「嫌だなあ」と思っていた。
- ⑤ ミーティング中に、生徒C及び生徒Dが被害生徒の方を見て笑い、生徒A、生徒B及び生徒Fも笑ったことがあった。
- ⑥ 生徒C及び生徒Dは、当該部のランニング中に話をしながら、また、ふざけたりして走っていたために、後ろから来た被害生徒は加害生徒らが邪魔になっていたことがあった。
- ⑦ 生徒Cと生徒Dは練習と練習の間の休憩時間やランニング中に、わざと被害生徒にボールを当てた。また、生徒C及び生徒Dはラリー中に合図をしてわざと被害生徒にボールを当てた。

なお、生徒Aは、中学1年生の最後の頃にスランプになり、意図的ではないが何回か当てたことを認めた。

- ⑧ 生徒Dは、被害生徒が拾ったボールを足で潰したことがあった。なお、当時、当該部では破損するなどした使用済みの古いボールを廃棄する際に嵩を少なくするために踏み潰してから廃棄していた。

加害生徒らは、被害生徒への言動は、「からかい」や「いじり」の延長であって当該部内でも特に注意されることもなかったことから、いじめであるとの認識はなかった。

主顧問は、冬頃から、上級生から、加害生徒らが練習の際の組合せに文句を言っていることを聴き、様子を見ていた。

4 被害生徒の本件学校に対するいじめの訴えに至る経緯2（被害生徒の2年生7月から8月の状況）

(1) 被害生徒の本件学校に対するいじめの訴える前の状況

ア 当該部では、中学3年生が夏休みの末頃から高校生と合同で練習するようになり、以後は、

中学2年生が中心となって練習することが多くなり、好き放題に練習をする者も出てきていた。特に加害生徒らは当該部では当該競技が強く、練習態度は悪かった。加害生徒らは、決まった練習内容に従わず、練習途中に遊びだしたり、人にちょっかいをだしたり、收拾がつかず、先輩でも抑えられない状態であり、主顧問が注意しても改めることはなかった。

イ 生徒A、生徒B及び生徒Dが6月に行われた大会で応援態度が良くなかったことから、主顧問は、上記3名についてその後に行われる試合への出場を取り下げた。

また、主顧問は、加害生徒らが被害生徒を含めた真面目に練習している部員に対し、好ましくない態度をとっていたことから、彼らに対して注意していた。

ウ その後も、被害生徒は、部活動における加害生徒らの暴言が酷くなり、糸が切れたようにしんどくなり、学校に行きたくないと思い、7月末に行われた大会への出場を最後に、8月には他の部員に部活動を辞めると発言し、その後練習に行かなくなった。

エ 副担任は、この頃、被害生徒の元気があまりなさそうだと感じており、被害生徒に文化部のスピーチコンテストに出場するか尋ねたところ、被害生徒が「やる気が出ない。」と答え、「大丈夫。」と言って、それ以上言わなかったことから、被害生徒にさらに尋ねることをしなかった。また、他の教職員もこの頃、被害生徒の元気がなく、声をかけてもぼおとした返事であったと感じていた。

オ 本件学校では、クラスごとに学級活動ないし道徳の時間に、いじめについて指導していた。また、教職員が、生徒らが「死ぬ」、「ウザい」と発言しているのを聞いた際には、その都度注意していたものの、その注意が生徒内に浸透していたかは疑問であった。

(2) 8月23日の被害生徒のいじめの訴え及びこれを受けた本件学校の対応

ア 被害生徒は親権者母に加害生徒らの中傷に耐えられないと訴え、8月23日、親権者母は、担任教諭に部活動内でのいじめを訴えた。担任教諭は、部活動内のことだから、主顧問から詳細に事情を聴いてもらおうと返事をし、主顧問は、これを受けて親権者母に電話連絡をした。その際、主顧問は、被害生徒のことは驚いており、最近まで当該競技が楽しいと話していたので、他に原因があるのではないではないか、加害生徒らには再三口頭注意をし、少しずつだが改善されており、成長段階で高校生ぐらいになると落ち着いてくる、などと説明した。親権者母は、被害生徒の状況を説明するも、主顧問には伝わらないと感じた。

なお、主顧問は、担任教諭から聴いた内容をいじめとは認識せず、不適切な行為があったと理解した。

イ 主顧問は、8月24日朝、被害生徒から事情を聞き取った。被害生徒が部活動を辞めると言ったが、主顧問は被害生徒の決意が固いように思えたことから、退部を思いとどめるための説得をしなかった。なお、主顧問は、被害生徒から具体的ないじめの話がなかったことから、加害生徒らから単に嫌がらせをされたことが退部を希望する理由であると判断した。また、主顧問は、被害生徒が7月には熱心に練習して試合にも出場していたし、お盆の間も熱心に練習していたことから被害生徒の態度の変化に戸惑った。

ウ なお、被害生徒は、主顧問から親権者母が聴いた上記アの加害生徒らに関する話を聞き、今がしんどいのに分かってもらえない、心理的な被害の重篤さを理解してもらえないと絶望的な失意を抱いた。

エ 主顧問は、8月24日、生徒A、生徒Bから事情を聴き、8月25日、彼らの保護者に報告をした。なお、生徒Bの母は、他の保護者から主顧問から大丈夫だと言われたと聴き、その頃には本件事案が解決したものと判断していた。

主顧問は、同日に行われた試合で出場した部員に対し、被害生徒が部活動に参加できないことを説明した。

オ 被害生徒は、8月28日に行われた大会の試合を棄権し、同月29日に行われた大会の試合には出場したが、その後、部活動を欠席し、親権者母は8月29日、担任教諭と電話で主顧問との話の内容を話した。

5 被害生徒のいじめの訴え後の本件学校の対応及び被害生徒の状況（被害生徒の2年生8月30日から翌年4月までの状況）

(1) 8月30日以降の8月の状況

ア 担任教諭は、8月30日、学年主任である教諭（以下、「学年主任」という。）に対し、被害生徒からのいじめの訴えがあったことを報告し、学年主任会議で学年主任から状況を報告し、生徒指導部長である教諭（以下、「生徒指導部長」という。）、中学校を担当する教頭（以下、「教頭」という。）及び校長等に報告した。上記会議では、事実を確認して、指導に入ることを取り決めた。

なお、本件学校では、これまで、被害生徒から自身のいじめの相談もなく、1年生の2月及び2年生の7月に実施した「いじめに関するアンケート調査」においても被害生徒及び他の生徒からの本件事案に関する記載はなかったことから、いじめがあったことを認識していなかった。

校長は、被害生徒の訴えの内容から典型的ないじめと思ったが、身体的な暴力がなかったことから、なんとかないと認識した。

イ 担任教諭は、8月31日、被害生徒が文化祭の準備に参加するために登校したので、被害生徒と話をし、いじめの内容を詳しく聴き取った。その際、被害生徒が学校に行きにくいと発言をしたので、クラスには加害生徒らはいないし、楽しく文化祭の準備をしようと話した。

(2) 9月の状況

ア 9月2日、担任教諭は、加害生徒らから聴き取りを行い、被害生徒が学校に来ることができないことや、部活動を辞めるか悩んでいることを話し、ことの重大さを説くと共に、加害生徒らの保護者に連絡して本件事案の説明を行った。さらに主顧問から加害生徒らに話をした。加害生徒らは、同月4日及び5日に順次反省文を書き、保護者がコメントを記載して提出した。また、別の教諭からも、加害生徒らに対し9月5日にLINE等の使用の注意を行った。9月8日には、生徒A及び生徒Cの保護者に対し、指導の内容や家庭内での生活態度についてアドバイスをを行った。

イ 被害生徒は、9月2日及び同月3日、学校を欠席し、9月3日、病院で胃の内視鏡検査を受け、同月13日には、逆流性食道炎と診断された。

ウ 被害生徒は、9月4日午後、文化祭準備のため登校するも授業を欠席し、自習室で自習して帰宅した。担任教諭は、その際、被害生徒と話し、加害生徒らの状況を説明し、加害生徒らを

指導するので安心して登校できるようにしたいと話した。

エ 第1回いじめ問題対策委員会の開催

9月4日、第1回いじめ問題対策委員会が開催され、校長、教頭のほか、生徒指導部長、学年主任、担任教諭、主顧問等、計9名が出席した。

担任教諭は、冬休みの当該部のミーティング中の出来事があったから加害生徒らが被害生徒に不信感を持ち、被害生徒に日常的に嫌がらせをするようになったとして、被害生徒の訴えの内容（前記3(3)ウ記載の8項目の行為）を報告した。同委員会は、本件事案をいじめとして対応することにし、(i)加害生徒らの指導、(ii)被害生徒が安心・安全に登校できるようにすること、(iii)被害生徒が当該部を辞めるとの選択をさせないようにすること、(iv)謝罪の場を設けることについて話し合われた。また、生徒指導部からは加害生徒らに対して、校長訓戒をおこなうことが提案され、日程の調整がなされることになった。

オ 被害生徒は、9月7日、文化祭の準備のために登校するも授業を欠席し、同月8日は欠席した。

担任教諭は、親権者母から、部活動における迷惑な言動に対する指導についての認識や、部活動内における他の生徒への調査についての要望、過去のいじめ事案における停学や退学事案の有無など、校長への複数の質問事項が記載されたメールを受け取った。

カ 校長は、9月10日、学校の方針も未だ決まっていない状況であったが、親権者母の申し出により被害生徒及び親権者母と面談することになった。

被害生徒は、校長に手紙を渡した。手紙には、加害生徒らから受けたいじめ行為や、これまで加害生徒らが顧問の注意を受けても態度が改まらなかったこと、彼らの退部を望んでいることなどが記載されていた。

校長は、4名の退部に関して明確な回答をせず、親権者母の上記質問等について書面での回答を断った。また、校長は、親権者母に、加害生徒らの処分を伝え、被害生徒も大切であるが、加害生徒らも本件学校の生徒として大切であり、教育的指導により改善させるべきであるとの考えを説明し、部活動を男女別にし、活動曜日や時間をずらしてはどうかと提案した。しかし、親権者母には受け入れられず、親権者母は、担任教諭に対し加害生徒らへの処分が甘いのではないかと批判した。被害生徒も、加害生徒らが守られ、自分が守られていないと感じ、校長に不信感を抱いた。なお、9月11日の親権者母の担任教諭へのメールには、「暴力は振るわれていませんが、目に見えないナイフで心には傷が沢山ついています。虐待、いじめなどにより、脳が損傷する事が近年分かってきています。被害生徒は過去に全くよく寝ています。それは身体が心と脳を回復させる為に行っている事で、身も心もズタズタなのです。それで口頭注意では済まされません。(中略)被害生徒の心の中も、先生に対して理不尽さを感じ、不信感でいっぱいです。自死するかしないかは壁一枚なのです。」と記載されていた。

キ 主顧問は、9月10日、当該部の部員を集めて約1時間ミーティングを行い、被害生徒が当該部の部活動に来られないことや学校にも来られていないことなどを全員に説明し、被害生徒への接し方などを話すとともに、加害生徒らが部活動に参加できないことを伝えたが、加害生徒らの被害生徒に対するいじめについての具体的な説明はしなかった。部員の中には、加害生徒らが被害生徒に対して行っていた行為がいじめと言われるほど悪いことをしていたとは思っ

ておらず、加害生徒らが当該部の活動停止になることに驚いた者もいた。また、加害生徒らに当該部に戻ってほしいと思う者もあり、主顧問にそのことを要望した部員もいた。

ク 本件学校は、9月10日から13日にかけて加害生徒らと保護者を順次呼んで、校長立ち会いの下、生徒指導部長の教諭らが面談して説明したが、加害生徒らは罪のなすり合いをして全く反省していなかったため、叱責した。校長は、その上で加害生徒らに対し訓戒を行った。

ケ 9月11日、第2回いじめ問題対策委員会が開催された。同席上、担任教諭は、被害生徒は謝罪を受け入れない旨報告し、加害生徒らの部活動停止について話し合われた。同委員会は、加害生徒らに対し、一定期間（無期限）部活動を停止することとし、加害生徒らの指導等を担任教諭や生徒指導部担当の教諭等、複数の教諭が中心となって行い、被害生徒が登校できる環境作りを行うことになった。

そして、いじめ問題対策委員会は、加害生徒らに対し、週1回、できれば週2回の定期的な面談と指導を実施することを決めた。加害生徒らの指導は1週間の生活及び学習面における振り返りを通じて自身の態度に関する内省を促すという形が主であった。ただし、面接を行う教職員らの間ではどのように指導するかについて十分な意思統一が図れていたのか疑問であった。

なお、校長をはじめ、担当教諭らは、加害生徒らに時間をかけて指導し、被害生徒と共に本件学校を卒業するという選択が良いと判断した。

コ 担任教諭は、9月12日、被害生徒の家庭訪問を実施し、その日に行われた模試のプリントを持参したが、被害生徒とは話ができなかった。

サ 校長は、9月12日、奈良県教育振興課（以下、「教育振興課」という。）に対し、電話により、本件事案を報告して相談した。校長は、事案の概要について説明し、教育振興課は、校長に対し、いじめの解消に向けて引き続き取り組んでいただきたい、被害生徒、加害生徒らとも丁寧な指導をお願いしたいなどと要請し、引き続きの報告を求めた。なお、教育振興課は、被害生徒への心のケアに対して、カウンセリング等の対応はされたかを校長に確認し、校長は、親権者母がカウンセリングに申込みをされていること、本件学校もスクールカウンセラーを配置していることを案内すると安心されたようであると回答した。

シ 被害生徒は、9月13日、クリニックを受診し、食道胃逆流症、いじめに伴う不定愁訴（反復性腹痛など）と診断された。なお、10月15日の診断書には、「直接のいじめられ体験は大きなストレスになったと考えられ、（中略）被害生徒の身体症状の改善には、いじめへの対応やその解決が最も重要である。」と記載されていた。

また、被害生徒は、9月14日、大学の心理臨床センターで親権者母と一緒に臨床心理士の面接を受け、同月26日、心理検査を受検した。

ス 主顧問は、9月14日、加害生徒ら及びその保護者を集め、生徒指導部長などが同席の上、加害生徒らに対し、一定期間（無期限）の当該部の活動停止を通告し、保護者に対し、家庭での指導を要請した。

セ 9月15日、主顧問は、当該部員に対し、加害生徒らが部活動停止となったこと、被害生徒は加害生徒らが部活動停止になったので、部活動に参加できる旨を説明した。

ソ 被害生徒は、9月18日、当該部の練習に参加した。その際、被害生徒がいるところで、生

徒Fが被害生徒の方をちらちら見ながら他の生徒にひそひそ話をし、その生徒が被害生徒に対し、生徒Fが「何で来たんや、来なかったらいいのに」と言っていたと伝えた。(被害生徒が再調査委員会にいじめとして主張したこの行為を⑨とする。)これを聞いた被害生徒は、部員らは自分が受けたいじめが大したこととは思っていないのだと感じ、部活動にも行けないと思った。また、目の前でこそこそ言われて、それが自分の悪口だと知り、人の目線が怖くなり、以後当該部の練習に参加できなくなった。

タ 被害生徒は、9月20日に登校したが、練習試合や大会にも出場することはなかった。また、親権者母は、9月23日、担任教諭に対し、メールで被害生徒が当該部を辞めると話していることを伝えた。被害生徒は、9月24日親権者母に付き添われ、クリニックを受診し、同病院の医師から被害生徒がいじめによりトラウマになっており、診断書を作成するから学校に提出するよう言われた。

チ 被害生徒及び親権者母は、9月25日にスクールカウンセラーと面談した。スクールカウンセラーは、担任教諭から本件事案について簡単な説明があったものの、具体的な内容を聞いていなかったために、被害生徒側から詳細に事情を聴くことになった。スクールカウンセラーは、「真意かどうかわからないので、関係者に事情を聴いてから回答したい」と親権者母に説明した。親権者母は、この対応に呆れて次回の面談を断った。このときスクールカウンセラーは被害生徒の訴えに危機感を抱いたが、他の教職員との間で共有することができなかった。なお、スクールカウンセラーはいじめ問題対策委員会のメンバーに入っておらず、生徒の問題に常時関わる体制にはなっていなかった。

この日、親権者母は、被害生徒が他の高校を受験すると伝えた。

ツ 校長は、9月25日、教育振興課を訪問し、被害生徒の現状と9月の登校が5日間であることや、加害生徒への指導状況、学校のいじめ問題対策委員会の開催状況、今後、変化があれば報告を行うことなどを説明した。これに対し教育振興課は、被害生徒の不登校の懸念や、加害生徒も含めた見守り、担任や部活動顧問だけでなく教職員の共通認識をもった対応を行うよう伝えた。校長は、このとき被害生徒の欠席日数(同日までの欠席日数は17日であった。)が30日を超えていないことから、重大事態に至っていないとの認識であった。

テ また、生徒指導部長は、親権者母から加害生徒らの停学又は退学について言及があったことから、9月27日、奈良県立教育研究所(以下、「教育研究所」という。)において指導主事に対し、本件事案について説明し、他の私学でいじめ加害者に対して懲戒処分(退学、停学)したケースについて質問した。これに対し指導主事は、そのようなケースは把握していないが、県立学校では、被害者が学校に戻れるような働きかけや加害者側の変容を粘り強く指導することになっていると説明した。

(3) 10月の状況

ア 被害生徒は10月1日、登校して別室で自習をした。このとき、教職員らは、被害生徒が加害生徒らと同じクラスではないので、教室に入れると考えていたが、被害生徒が他の生徒からどう思われているかを怖れていると言うので、教室に入れないなら、別室で学習してもらおうと考えたものである。

イ 10月2日、第3回いじめ問題対策委員会が開催された。同委員会での話し合いの結果、当該

部においてミーティングを行い、生徒指導部長と教頭が部員に対し話すことになった。また、被害生徒が登校すれば、休み時間等に廊下に教職員を配置し、被害生徒が加害生徒らと顔を合わせないように注意することにした。このとき教職員らは、被害生徒の状況を楽観視していた。

しかし、被害生徒は、クラスに友達がいるのに、部屋で一人で勉強して、たまに先生が来るというのでは学校にわざわざ行く意味がないと思った。

ウ 10月には加害生徒らの指導は基本的に週1回定期的に面談して指導を行うことが取り決められ、中間考査前後に生徒指導部長との面談を計画し、面談を行った。教職員らは加害生徒らが少しずつ変化していると感じていた。

エ 被害生徒は、10月3日、体育祭の練習のために登校し、大縄跳びの練習をしていたところ、生徒Nがうまく飛べないことから、同じグループの他の生徒との間で諍いがあり、生徒Oが生徒Nに練習について話をするようになったが、両者間で言い合いとなり、生徒Oが「死ぬ」などと暴言を発した。被害生徒も生徒Nに注意したことから、生徒Nが翌日、母親と同行して担任教諭に生徒Oと被害生徒に謝罪するよう訴えた。担任教諭は生徒Nの話を聴いて、生徒Oに対して同教諭立ち会いのもと謝罪させた。

オ 被害生徒は、親権者母に、学校が自分にとって安全な場ではなく、守ってもらえない場所だから学校には行かないと話した。親権者母は、10月6日、担任教諭にその旨伝え、これを聴いた校長は、被害生徒を説得して登校させてほしいと担任教諭に任せた。

カ この時点でも、教職員らは環境が整備されれば被害生徒は登校できると判断していた。しかし、被害生徒は、加害生徒らに対する恐怖心と周りの生徒の思惑に不安を感じていた。

キ 主顧問は、10月7日、当該部のミーティングを持ち、生徒指導部長や教頭らが、部員に現在の状況として加害生徒らが部活動には戻らないことを伝えた。また、他の部員は加害生徒らのいじめに気づかなかったのか、いじめ行為を見たことのある人はいなかったのかと手を挙げさせて答えさせ、次にいじめがあることに気付けば誰かに伝えるよう話した。

ク 担任教諭は、10月以降、親権者母の要請で、定期的に授業のノートとプリントをコピーして被害生徒に渡すこととなった。クラスメートに頼んでLINEでノートの写しを送ってもらうこともあり、10月下旬まで続いた。なお、被害生徒は10月初旬から塾に通うようになった。

ケ 担任教諭は、10月中旬、被害生徒から、「生徒Kから、生徒B、生徒E、生徒Mが(途中から生徒Dも合流)、始業前の教室で『被害生徒が木曜日だけ来ているのはサボっている。』と話をしているのを聞いた。」という訴えを受けた。(被害生徒が再調査委員会にいじめとして主張したこの行為を⑩とする。)担任教諭は、明日生徒Kに事実を確認して内容いかんによっては、生徒B、生徒E、生徒Mを指導すると話した。翌日、担任教諭は、生徒Kから事情を聴いた。

その後、担任教諭は、電話で被害生徒及び親権者母から、生徒に事実を確認すれば誰が被害生徒に伝えたかが分かると言って事実の確認を断られた。

コ 10月中旬に中間考査が行われ、被害生徒が自宅での受験を希望したので本件学校は承認したが、被害生徒は受験しなかった。その後、親権者母は、私物を持ち帰るために学校を訪れ、その際、担任教諭は、親権者母と約1時間話し、近況の説明を受けた。

サ 10月23日第4回いじめ問題対策委員会が開催された。加害生徒らとの面談状況について報告され、今後は被害生徒が登校できるように環境整備することになった。なお、加害生徒らと

面談する際に、担当教諭によっては、加害生徒らが部活動出席停止に不満を言っていることを聞き及んでいたため、その点を指摘して指導することもあった。

シ 被害生徒は、10月25日、模擬試験受験のため親権者母と一緒に登校したが、以後登校できなくなった。

ス 被害生徒は10月26日、h大学心理臨床センターで心理検査を受けた。 [REDACTED]

セ 親権者母は、10月下旬、担任教諭に電話やメールで、公立高校を受験するための学習支援を行うことや、保護者会に今回の事案を説明してほしいこと、担任ではなく責任のある立場の人と話がしたいこと、反省が見られない加害生徒がいる状態では復学できないこと、被害生徒が系一本でつながっており、その系を切ることがないようしてほしいことなどを伝えた。

ソ 10月29日、第5回いじめ問題対策委員会が開催され、教頭は親権者母の申し出内容を報告し、被害生徒が前向きに進めるようにサポートすること、高校受験に合わせた課題を設定することを決定し、学年の各教科に課題を設定する協力を求めた。

教頭は、親権者母に対し、中学内容の復習（高校受験）を支援することや教科担当が被害生徒の自宅に伺うことを報告した。

タ 被害生徒は、10月30日、フリースクールに通うこととした。また、その頃から民間の運動クラブに通い始めた。

担任教諭は、10月30日被害生徒と電話で話をしたが、被害生徒は本件学校の教職員とは会いたくないといい、以後、被害生徒と直接会うことはなかった。

チ 本件学校では、中学1年生の担任がそのまま中学3年生、高校生と受け持つことが多く、各年度での教職員の関係性が強く、各学年に学校運営が任されている傾向がある。また、部活動についても各顧問が責任を持って管理し、他の部活動の顧問や学年担任が口を挟むことは少なかった。

(4) 11月の状況

ア 親権者母の要望を受けて、本件学校は、10月31日から11月初旬にかけて当該部員への個別調査を実施した。調査は生徒指導部が中心となって担当することになった。調査の結果、加害生徒らの言動に対して、中学1年生は嫌な気持ちであったこと、中学2年生では自分もされるのかと思った者もあり、中学3年生の中には加害生徒らに注意するも聞かなかったこと、高校1年生は加害生徒らが不真面目であるという認識を持っていたこと、高校2年生は練習時間が別であったため認識はなかったこと、他に加害生徒らからいじめを受けた者はいなかったことが判明した。

イ 教頭は、11月以降、各教科担当が作成した学習課題を被害生徒宅に持参し、被害生徒から提出されたものには各担当教諭が添削を行い、コメントを添えて返却することにした。また、フ

リースクールを訪問し、被害生徒の様子や学習状況などを聴き取り、親権者母には、課題や試験範囲での質問などの確認を行った。なお、教職員らはこれ以降も複数回リースクールを訪問し、被害生徒の生活や学習状況の聴き取りを行っている。

ウ 本件学校は、被害生徒の両親から、保護者会を開催して本件事案について説明するよう求められ、11月14日、当該部の中学2年生の保護者会を開催し、本件事案の経緯や学校の対応、加害生徒への指導状況、今後は事象の早期発見に努めることなどを説明した。説明では、被害生徒及び加害生徒ら並びに部を特定することはなかった。

学校からは事前に親権者母に対し、被害生徒、加害生徒らが特定されるような話ができないこと、加害生徒らの指導内容に触れる話ができないことなどを説明したが、親権者母はその説明には納得しなかった。

さらに、学校からは、11月8日から15日の間に、中学1年生から高校2年生の当該部員の保護者に対し、学年ごとに、本件事案を報告した。

なお、この頃、本件学校内では、既に加害生徒らに対し校長訓戒が行われていたにも関わらず、親権者母から加害生徒らの退学を求められたことから、被害生徒が登校するための的確な対応策を見いだすことができないと困惑していた教職員もいた。

エ 親権者母は、教頭に対し、被害生徒が自分は守られず、加害生徒らだけが学校生活を送ることの不公平感や死にたいと思うことがあることを伝えた。

オ 被害生徒は、11月中旬頃から情緒不安定な状況が続き、不安で眠れなくなり、磁気治療(TMS)を受けに治療院に通うようになった。そのため、リースクールへの欠席が増え、塾や運動クラブも休みがちであった。

カ 親権者母は、教頭に対し、被害生徒が精神的に不安定で、夜眠れないことがあることを伝え、加害生徒らに医療機関によるカウンセリングを受けさせるよう求めたが、教頭は学校内で検討し、後日、学校としてそのような提案ができないと説明した。

(5) 12月の状況

ア 12月に入り、教頭は、被害生徒宅に期末考査の用紙を持参し、被害生徒はリースクールで期末考査を受験した。親権者母は、メールで教頭に学校の対応を非難した。

イ 12月16日、第6回いじめ問題対策委員会が開催された。

そこでは、被害生徒の現状及び加害生徒らの指導状況が報告され、被害生徒の2学期の成績評価について話し合われ、成績評価の方法について、教頭から親権者母に説明することが決められた。

ウ 親権者母は、12月21日、担任教諭と面談し、その後、教頭と面談して、被害生徒の状況を報告した。被害生徒は、その頃、通院し、リースクールにも通っており、帰宅後は疲れて机に向かうことができず塾も休みがちであった。

(6) 翌年以降の状況

ア 教頭は、1月以降も、親権者母と被害生徒が取り組んだ課題や3学期の期末考査、ノートやテキストのやりとりなどを行い、被害生徒の状況を聴き取った。なお、被害生徒は、一部の科目の課題を提出できなかった。その後も教頭は、被害生徒の学習の進み具合を確認し、必要な課題を渡していた。

イ 親権者母は、2月に被害生徒に対する「いじめ重大事態第三者委員会」の設置・調査を求めた。なお、被害生徒のフリースクールへの出席は、10月が2日、11月が15日、12月が9日、1月が8日、2月が3日で、2月からは体調を崩して登校できなくなり、塾も休むようになっていた。

ウ 2月13日、第7回いじめ問題対策委員会が開催され、校長から、いじめ重大事態第三者委員会が設置されることを報告し、2月25日、本件学校は、法31条に基づいて教育振興課長宛てに「いじめ重大事態の発生について」と題する報告書を提出した。なお、前校長は、生徒が年間30日間不登校になった場合は法28条1項2号の重大事態に該当することを知っていたものの、この当時はこのことを失念していた。

エ 教職員らは2月末に加害生徒らと面談したが、3月以降は新型コロナウイルス感染症の関係で面談は行うことができなかった。

オ 3月25日、第8回いじめ問題対策委員会が開催され、加害生徒らの当該部の活動再開の是非が議論され、被害生徒の状況について報告がなされた。

カ 3月末に校長が退職し、同年4月に新校長が就任した。親権者母は、校長の退職については知らされておらず、「退職するなら早々に第三者委員会を設置して調査すべきだったのに。」と第三者委員会を設置したのが退職の1か月前であったことに不信感を抱いた。

(7) 校長の交代後の状況

ア 新校長は、前任の校長から引き継いだ資料を検討し、本件学校の初期の対応の問題点を認め、早急に生徒指導部並びに中学校及び高等学校の各学年の主任が参加した生徒指導委員会を立ち上げることにした。ここでは生徒間に起こった些細なことであっても生徒指導部長にあげ、特別指導するかを決める体制となった。

イ 4月に入り、教頭は、親権者母に対し、現在、本件学校において第三者委員会の人選を進めている旨報告した。親権者母は、被害生徒が学習意欲のない状態が続いていることやこれまでに加害生徒らに対し、退学や停学処分も検討すべきであったのではないかなどを伝え、加害生徒らの処罰を求めた。

ウ 被害生徒は、以前にも自殺念慮があったものの6月頃、希死念慮が強くなり、深く長時間眠る日が続き、生きる気力も食欲もなくなり、体重も減少した。

被害生徒は、書面で、加害生徒らの処分が口頭注意だけで終わったことが納得できず、その後も加害生徒らが誹謗中傷を繰り返しており、加害生徒らの退学を求める旨を訴えた。さらに、親権者母は、第三者委員会に対し要望書を提出した。同書面には(i)被害の重大性、(ii)いじめ被害が起こった背景、(iii)いじめ防止基本方針の作成について調査等を行うことが記載されていた。

エ 6月25日、新年度の第1回いじめ問題対策委員会が開催された。新校長、教頭、生徒指導部長、人権教育部長、中学3年生の主任教諭、学年担当教諭、主顧問などが構成メンバーであった。第三者委員会が設置されたこと、被害生徒の状況が報告され、今後も報告し、相談していくことが決められた。なお、会議の終了後、加害生徒らについては当該部の活動停止を継続し、他の部活動での活動も認めないことを確認した。

オ 新校長は、7月に入り、加害生徒ら及びその保護者と面談し、被害生徒の現状と第三者委員

会が設けられたことを報告し、加害生徒らの部活動停止の継続を伝えた。

いじめ問題対策委員会は、その後、翌年3月24日まで合計8回開催された。同委員会では、加害生徒らの指導の状況及び被害生徒側との面談の状況が報告され、学校としていじめに對する取組を検討した。

カ 中学3年生では被害生徒の座席が用意されていたが、被害生徒が登校することはなく、教頭は、被害生徒に学習課題を送り続け、学校に希望することを伝えてほしい旨伝えた。

キ 新校長は、7月、加害生徒らに1年前のことを思い出し、今の率直な思いを書かせることを教職員に指示した。加害生徒らは、反省の進んでいる者も、そうでない者もいた。

ク 被害生徒は、8月から学習塾に通うことができるようになった。

3年時の担任（昨年度の副担任、以下、「3年担任教諭」という。）と昨年度の担任教諭、被害生徒及び親権者母との三者面談が行われた。親権者母は、他校の高校受験を考えている旨発言するも、被害生徒はその結論に揺れている様子が認められた。被害生徒は、本件学校の高校に進学することについて、学校を休んだ遅れを取り戻せるかの不安や、他の生徒の視線や話し声などにも不安があり、加害生徒らも怖いと発言した。親権者母からは本件学校への失望や諦めと加害生徒らの停学又は退学処分をおこなうべきであったと言われた。3年担任教諭は親権者母に本件学校の高校に進学することについて協力いただけるかと尋ねたが、否定された。被害生徒は、学校に行きたいと思っているが、加害生徒らがいるから行けない状態であることを教職員らが理解せず、無責任な発言をしていると感じた。

ケ 第三者委員会は、6月21日に第1回が開催され、翌年3月21日まで合計14回開催され、報告書が公表された。

(8) 加害生徒らの指導及び現状

加害生徒らは、教職員による面談により指導されていた。加害生徒らは、次第に落ち着き、授業態度や課題への取組もよくなっていた。

6 その後の被害生徒の状況

(1) 親権者母は、被害生徒の「自分を知っている人の視線が怖い」との訴えにより、それまで住んでいた自宅を売却して転居した。被害生徒は体調のことを考え、学力的に余裕のある高等学校に進学した。

(2) 被害生徒は、現在も体調は優れず、週1、2回は頭痛や腹痛が起きている。本件事案が生じる前は、人前でスピーチは得意であったが、高校生になってからは、クラスでの発表でも声が震え、大勢の前で研究発表したときは、途中から声が震え始め、過呼吸になり涙が出てきた。

(3) 高校進学後、5月に受診したクリニックの診断書では、被害生徒は、いじめられ体験に伴う不定愁訴、不登校、PTSD（心的外傷後ストレス障害）との診断を受け、未だに不眠や過覚醒、理由なく悲哀を訴える、他人が怖い、一部記憶を喪失する、過去のいじめられた体験や加害生徒のことを想起すると怒りの気持ちで不安定になる、身体的には倦怠感や腹痛も強くなるなどの心身の状態が出現しているとされた。高校2年生の11月の受診においてもいじめられ体験、その後の周囲の対処行動に伴うトラウマ反応と診断されている。同診断書によれば、「いじめがあった当初、学校側の対応は加害児に何度か注意を促すだけで、被害生徒の気持ちをくみ取った対応は

全くされなかった。このため、単に加害児への怒りだけでなく、いじめに適切に対応してくれなかった学校への不信感や、やり場のない怒りも強くなると同時に、学校教師からは大切に扱われず、自分は価値のない存在だと認識されているようにも感じ、人への不信感、人が怖いという気持ち、さらには希死念慮にもつながっていた。結果的には楽しい学校生活や部活動を送りたいという児の思いがズタズタに引き裂かれてしまった。」と診断されている。そして、被害生徒は、コリン性蕁麻疹の治療や偏頭痛の治療を受けている。

- (4) 被害生徒は、約1年半学校に通えず、自主学習で高校を受験しなければならなかったことが強いストレスであった。他方で、加害生徒らは普通に学校に通い、本件学校の高等部に進学したことに悔しい思いが今もある。

7 本件事案後の学校側のいじめへの対策

- (1) 本件学校は、平成26年4月に「いじめ防止基本方針」を策定し、本件後、2回の改定を行っている。

- (2) 本件学校は、被害生徒が3年生の8月以降、生徒指導体制の見直しを行った。

従来は、発生した問題事象に対して生徒指導部会（生徒指導部員、当該学年主任、担任参加）を開き、指導方針を作成していたが、新たに生徒指導委員会（中学・高校教頭、各学年主任、当該担任、生徒指導部員参加）を設置し、指導方針の作成をするように見直した。

このことにより、より多面的に事象を見立てていくこと、他学年で発生した事象を各学年で共有できるようにすること、統一した指導・支援を進めること等を目指した。

- (3) 本件学校は、本件事案後、生徒指導情報を共有するシステムを導入している。

従来は、教職員間での情報共有が不十分であったことから、校務システム内で生徒指導情報を共有するシステムを導入した。具体的には、生徒の情報に対して個々の教職員が、いつでもシステムにアクセスし閲覧することができ、生徒の様子についての入力ができるようになった。また、問題事象について時系列的に記載することも可能になった。このことにより、各教職員間での情報の記録・共有・蓄積が可能となった。

その情報を元に、個々の教職員が生徒指導にあたる際、生徒の基本情報や留意事項などを速やかに確認し誰もが生徒の指導支援ができるようにすること等を目指した。

- (4) 本件学校は、教育相談体制及び特別支援教育体制の見直しを行った。

従来からも、生徒指導部内に1名の教育相談係は配置していたが、より連携を強化するため、本件事案後は中学と高校に教育相談コーディネーターを配置し、2名体制へ変更をした。

また、人権教育部内に、特別支援教育のコーディネーターを設置し、学校として情報共有し、対応していくことを目指した。

- (5) 本件学校においては、いじめアンケートの実施後は、管理職へ報告することとしていたが、その際の対応については学年裁量に左右されることもあり、組織での対応が不十分であった。

被害生徒の3年時より、いじめアンケート実施後は、事実確認の上、「いじめ問題対策委員会」へ報告をすることとし、その上で、統一的な指導方法についても検討できるようにした。

- (6) 本件学校は、本件事案を受け、教職員の指導方法の改善、教職員間の情報共有等を目指した、さまざまな職員研修を実施した。具体的には、年1回程度、学外講師による研修会を実施

した。

また、スクールカウンセラーによる事例研究会も、希望者を募り実施した。

- (7) 以上の本件学校側のいじめへの対策につき、教職員間における認識がどのようなものか、再調査委員会として調査を行った。

本件事案後、いじめの防止のために本件学校が取り組んだことはあるか、その効果はどれほどのものかについて、確認を行った。

生徒指導情報を共有するシステムの導入がなされたこと、その他会議や相談する機会が増えたことについて教職員からの言及が認められた。一方で、特に変わったことに対する言及がないなど、生徒指導情報を共有するシステムだけでは十分とはいえず、教職員一人一人の意識の重要性を訴える回答も認められた。

スクールカウンセラーによる事例研究会も行われてはいるが、内容についてはスクールカウンセラーが企画、検討しており、学校側が何かしらの具体的な指針を求めるものではなかった。

第3 いじめの該当性及び重大事態との関係性

1 はじめに

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われるべきものである。いじめ防止対策推進法 28 条は、「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下、「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、（中略）適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」と規定する。このように法 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものであって、いじめを行った者やその者が所属している学校に対し、民事・刑事上、その他の責任を追及するものではない。

- (2) いじめの定義

法 2 条はいじめの定義として「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と規定する。

そして、いじめの防止等の対策の基本理念からは、いじめの定義については、いじめは多様な対応があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を表面的・形式的に判断することなく、また、限定的に解釈するのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断されるべきものである。さらに、児童生徒が心身の苦痛を感じたことを明確に認識していないとしても、児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認し、それら諸事情を総合的に勘案して、いじめと判断するのが相当である。

2 法2条1項に定める「いじめ」の該当性について

(1) 被害生徒が第三者委員会において「いじめ」として主張していた行為について

ア ①被害生徒が拾ったボールを「汚い」と言って触らなかった行為について

(ア) 加害生徒らは、被害生徒が拾ったボールを「汚い」などと言って触らなかった行為は認められる。

(イ) この加害生徒らの行為は、被害生徒が拾ったボールが汚れていたとか、被害生徒がボールを汚したという理由ではなく、被害生徒自身がまるで汚いものであるかのように振る舞っているものであり、被害生徒を疎外しているに等しく、被害生徒に心身の苦痛を感じさせるものであり、「いじめ」に該当する。

イ ②練習の組み合わせで被害生徒と一緒にすることに対して文句を言った行為について

(ア) 加害生徒らが練習の組み合わせで被害生徒と一緒にすると文句を言っていた行為は認められる。

(イ) およそスポーツの練習において自身の技術力向上のために、あえて自身より実力の勝る相手と一緒に練習することは行われていることであり、「より強い生徒と一緒に練習をしたい」と希望すること自体は直ちに非難されるべきものではない。しかし、それを要望する際の態度や口ぶりなどが練習の相手の自尊心を著しく傷つける場合には「いじめ」に該当するといえる。実際、被害生徒は、被害生徒と練習の組み合わせが決まったときに、加害生徒らが被害生徒を見下すような目で見たり、「私（被害生徒）じゃなくて良かった」と言ったりしたことを聞いているので、上記行為は、被害生徒の自尊心を傷つけ、心身の苦痛を感じさせるものであり、「いじめ」に該当する。

ウ ③被害生徒に対し、「死ね」、「きもい」、「ウザい」などと暴言を発した行為について

(ア) 加害生徒ら及び生徒Eが被害生徒に対し直接又は陰で「死ね」、「きもい」、「ウザい」などと暴言を発した行為は認められる。

(イ) これらの言葉が相手を見下したり、卑下したり、相手の人格を否定する「ことば」であり、時に相手の心を深く傷つける言葉であって、学校内で日常的に使用されるべきものではなく、被害生徒に心身の苦痛を感じさせるものであり、「いじめ」に該当する。

(ウ) なお、加害生徒らは、第三者委員会で、「いじめ」とは多数で被害者に対して行うものであり、一対一で行うのは「いじめ」ではなく、ただの喧嘩と述べているが、「いじめ」の定義から判断される「いじめ」に該当する行為とは、集団が一人に対して行うもののみを意味するものではなく、たとえ一対一における場面であったとしても、相手が心身の苦痛を感じるような行為を行えば、「いじめ」に該当する。そのことは、たとえ、相手が言い返したり、反撃したりしたとしても、「いじめ」ではないとされるわけではない。

(エ) 生徒Eは、被害生徒に聞かれる怖れのないところで、被害生徒に対する上記暴言を発していたものであり、被害生徒に向けられたものとはいえないことから、「いじめ」には該当しない。

エ ④被害生徒が試合をしているときに、「負けろ」などとヤジを飛ばした行為について

(ア) 加害生徒らが練習試合中に応援席で被害生徒に対し、「負けろ」などのヤジを飛ばした行為については認められる。

- (イ) そこで、検討するに、前記1(2)のいじめの定義の解釈からは、児童生徒が心身の苦痛を感じたことを明確に認識していないとしても、児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認し、それら諸事情を総合的に勘案して、いじめと判断するのが相当である。

加害生徒らは、試合会場という被害生徒がいる場所において、被害生徒に直接聞こえない離れた応援席で、被害生徒に対し、「負けろ」と発言したものであり、他の当該部員の中でも加害生徒らの発言を聞いていた者が多数いたことからすれば、被害生徒に伝わった可能性が極めて高いこと、この発言を聞けば、被害生徒の心身に苦痛を感じさせるものであることは客観的に明らかである。そして、被害生徒は、試合に出場して応援席にいなかったことから、これら発言を直接耳にしたものではないが、加害生徒らが練習試合のときにミスしたら喜んでいと認識し、加害生徒らの応援の態度について「嫌だなあ」と思っていたのであるから、直接その発言を聞いていないものの、加害生徒らの発言は被害生徒に向けられたものであることは明らかであり、上記加害生徒らの行為は、「いじめ」に該当する。

- (ウ) なお、生徒Aが練習試合で対戦相手の生徒Kを応援していたことも認められるものの、この行為が対戦相手に対する応援の仕方、口ぶりなどが、対戦相手を本心から応援しているとはいいがたく、実質的に被害生徒が失点したことを喜んでいることが客観的に明らかである場合には、いじめに該当すると判断する。しかし、再調査委員会の調査によっても生徒Aの上記行為が被害生徒の失点を喜んでいたのかは客観的に明らかであるとはいえない。よって、生徒Aの上記行為は「いじめ」に該当しない。

オ ⑤ミーティング中に被害生徒の方を見て笑ったことについて

- (ア) ミーティング中に、生徒C及び生徒Dが被害生徒の方を見て笑い、生徒A、生徒B及び生徒Fも笑ったことは認められる。

- (イ) 加害生徒らの上記笑った行為が被害生徒を嘲り笑うものであれば、被害生徒の心身に苦痛を感じさせるような行為と認められるが、加害生徒らの上記行為が具体的にどのような態様で被害生徒の方を見て笑ったのか客観的に明らかでない。また、被害生徒も、これらの行為が自分に向けられたものとの確信がなく、他の者から言われて（そうだったのかと）納得したと第三者委員会で述べていることや、再調査委員会で被害生徒は、そのときの加害生徒ら及び生徒Eの目が怖いと感じたとも述べているものの、被害生徒自身その当時、自身に向けられた行為と認識していなかったのであるから、加害生徒らの上記行為は「いじめ」に該当すると判断できない。

カ ⑥ランニング中に故意に被害生徒の前を遅く走った行為について

- (ア) 生徒C及び生徒Dは、当該部のランニング中に話しをしながら、また、ふざけたりして走っていたために、後ろから来た被害生徒は両名が邪魔になったことが認められる。

- (イ) ランニングしている者の走行を妨げ練習を邪魔する意図（嫌がらせ）でわざとランニングしている者の前を遅く走ることが、その行為の態様やその場の客観的状況から明らかであれば、「いじめ」に該当する。

そこで検討するに、両名の上記行為は、当該部の他の部員と一緒にランニング練習をしていた中での行為であり、そのような状況では話したり、ふざけながら走ったりすれば、他の生徒の走行を妨げる可能性はある。しかし、両名が被害生徒のランニングを邪魔

する意図で遅く走っていたことは明らかではない。また、被害生徒は、第三者委員会の調査時に当該行為について、気のせいだと思っていたと述べている。1年生の夏頃から上記生徒らの暴言などに心理的な苦痛を感じ、さらに同年12月以降、加害生徒らの行為により心理的な苦痛が酷くなっていた状況にあったことから、上記生徒らの行為から、またいじめられていると感じたであろうことは推測できるものの、それ以上に上記両名が被害生徒のランニングを邪魔する意図で行っていたとは認められない。よって、当該行為が「いじめ」に該当すると判断できない。

キ ⑦練習中にわざとボールを被害生徒に当てたことについて

(ア) 生徒C及び生徒Dが練習と練習の間の休憩時間やランニング中わざとボールを被害生徒に当てたこと、生徒C及び生徒Dがラリー中に合図をして被害生徒にわざとボールを当てたことは認められる。なお、第三者委員会の報告書には生徒Bも同様の行為をしていたことを認めているが、この点は再調査委員会の調査では断定できなかった。

(イ) 被害生徒は上記行為に対し、当該部に所属していない同級生に「部活動の男子がうっとうしい。ボールを投げられる」と訴えるほど心身に苦痛を感じていたことが認められることから、上記両名の行為は「いじめ」に該当する。

ク ⑧被害生徒が拾ったボールを足で踏み潰したことについて

(ア) 生徒Dは、被害生徒が拾ったボールを足で潰したことが認められる。

(イ) 当時、当該部では破損するなどした使用済の古いボールを廃棄する際に嵩を少なくするために踏み潰してから廃棄していたこともあり、ボールを踏み潰す行為自体は被害生徒のみに向けられた嫌がらせ行為とはいえないものの、上記行為は、被害生徒が拾ったボールを足で潰していたのであるから、被害生徒に向けられた嫌がらせであり、被害生徒が、自身が拾ったボールを相手から踏み潰されたことによって、心身に苦痛を感じたことから、上記行為は「いじめ」に該当する。

ケ 上記①から④までと、⑦及び⑧の行為はいずれも被害生徒に心身に苦痛を感じさせたもので「いじめ」に該当する。

コ なお、再調査委員会は、前記で認定したとおり、被害生徒に対する生徒Dのいじめである発言は1年生の夏頃から始まり、その他の加害生徒らのいじめである発言もその後に始まったものと判断した。また、加害生徒らの被害生徒に対する行為に関するいじめの該当性の判断については、再調査委員会の調査によっても第三者委員会の判断と同じであった。

(2) 被害生徒が再調査委員会でいじめとして主張した行為について

ア ⑨生徒Fが「来なかったらいいのに」と発言した行為について、

(ア) 被害生徒が登校して当該部の練習に参加した9月18日に被害生徒の前で、生徒Fが他の生徒に対し、ひそひそと話をしていたところ、その生徒が被害生徒に対し、生徒Fが「何で来たんや、来なかったらいいのに」と言っていたと伝えてきたことが認められる。

(イ) この点、被害生徒は、再調査委員会で、これを聴いた結果、当該部の生徒への不信感と部活動に参加ができないと思ったこと、目の前でこそそそと自分の悪口を言われたことにより、他者の会話が自分に向けられた悪口と感じて、人の目線が怖くなったと感じたと述べている。

しかし、被害生徒は、生徒Fから上記発言内容を直接聞いたものではないことから、他の生

徒からの伝聞であって正確に発言内容が伝えられたか定かではなく、また、生徒Fが被害生徒に向けて発言したものと断定できない。よって上記行為は「いじめ」に該当すると判断できない。

イ ⑩朝礼前の教室での生徒M、生徒B及び生徒Eとの会話の中で、両名が「被害生徒がサボっている」などと発言した行為について

(ア) 被害生徒は、2年生時の10月に始業前の教室で、生徒M、生徒B及び生徒Eとの会話の中で生徒B及び生徒Eが「被害生徒が木曜日だけ来ているのはサボっている。」と発言したことを生徒Kから聞いたことが認められる。

(イ) 被害生徒は、同日、泣きながら担任教諭に上記発言を訴えたことから、登校できない状況が続いていたところ、友達から同人らの上記発言を聞いて精神的にダメージを受けたと推測できる。

発言者が被害生徒に対し直接発言するものではなく親しい者への発言であったとしても、その発言が行われた場所、時間、発言態様などから客観的に被害生徒に伝わるのが想定される態様で行われた場合は、いじめに該当する。しかし、上記生徒B及び生徒Eの発言は、被害生徒の面前で行われたのではなく生徒Kから伝え聞いたものであり、上記発言が伝わることを想定したとまでは認められないことから、「いじめ」に該当すると判断できない。

(3) 加害生徒らのいじめの原因について

加害生徒らが被害生徒に「いじめ」をしたこと背景としては、加害生徒らが当該部では実力的に強く、実力の弱い者を見下し、当該部の練習中、顧問がいない限りは、何をしても許されると考えていたことが窺える。そして、他の当該部の生徒らも、加害生徒らの態度を注意するも、従わないことが続く注意しても変わらないことによる諦めや、加害生徒らを恐れ、加害生徒らの行為を強く制止したり、注意したりする者がいなかったものと判断される。そして、加害生徒らは、加害生徒らに注意したり、練習中に技術に関して指摘したりしていた被害生徒に対し反感を持ち、又は、被害生徒を一方向的に非難したり毛嫌いしたりしていじめを行っていたものである。この点、主顧問は、加害生徒らの練習態度の悪さを認識し、その点を注意するも、加害生徒らの態度を改めさせることができなかったものである。

また、主顧問は、加害生徒らを含めた当該部の生徒を集めて被害生徒が当該部を欠席していることや次第に学校に来られなくなった状況を話し、指導していたものの、加害生徒らを含め当該部の生徒らは、加害生徒らの行為が被害生徒の部の活動不参加や不登校につながるほどのものとは理解していなかったし、加害生徒らも被害生徒に対する行為の反省も不十分であった。そのことが、上記(2)の行為につながったものである。

3 上記いじめ行為と重大事態の発生との関係

被害生徒は、1年生の夏頃の一部の加害生徒からの暴言をはじめとして、2年生の夏頃までの間に加害生徒らから順次前記2(1)の「いじめ」等の行為を受けていたものであり、2年生時の8月23日に親権者母を通じて担任教諭にいじめを訴えたものの、被害生徒が安全・安心して登校できる環境が整備されず、登校できなくなり、同年9月には5日、同年10月には2日しか登校できず、10月25日の模擬試験受験を最後に全く登校できなくなった。このように、少なくとも

も、被害生徒の不登校は、10月中頃には年間30日を超えていたのであるから（法28条1項2号一相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある）、遅くともその頃、重大事態（「いじめ」により当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）と判断すべものである。この重大事態は、上記2(1)の「いじめ」によるものと判断する。したがって、本件学校はその頃には重大事態が発生していたものとして奈良県に対し重大事態発生の報告を行い、第三者委員会を設置しなければならなかった。

なお、9月25日付けの本件学校の教育振興課に対する報告時点では本件事案が未だ重大事態に至っていないことから、教育振興課は、校長に対し、被害生徒の不登校を危惧し、加害生徒を含めて本件学校の対応をお願いしていたのであり、他方で、上記時期以降、被害生徒の不登校やいじめ自体が解消される可能性も否定できないことから、直ちに本件学校に対し、重大事態の発生であるとして対応することを促すべきであったとはいえない。

4 法28条1項1号の重大事態の発生について

被害生徒は、体調不良を理由として2年生の9月3日に病院を受診して内視鏡検査を受け、同月13日には逆流性食道炎と診断されていること、同月13日と24日には別のクリニックを受診し、同年10月15日付け診断書には食道胃逆流症、いじめに伴う不定愁訴（反復性腹痛）と記載されていた。

法28条1項1号規定の「『いじめ』により当該学校に在籍する児童が心身に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」には嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く場合も該当すると判断される。したがって、上記被害生徒の医療機関受診の経過及びクリニックの診断書の内容からは、10月15日頃には被害生徒において心因性の身体反応が続いていたことが窺える。

しかしながら、親権者母は、9月25日にクリニック受診及び診断の結果を担任教諭に伝えたが、本件学校は同日時点では、上記病院の診断の結果を知っていたものの、10月15日のクリニックの診断書を見ていなかったものである。したがって、この時点で本件学校が法28条1項1号の重大事態が発生していた（心因性の身体反応が続く場合）と判断するに足りる的確な資料を有していなかったのであるから、重大事態への対処をすべきであったとはいえない。

第4 本件事案が重大事態に至った原因の検討

1 危機管理の不備

(1) 早期介入ができていなかった

ア 本件事案の以前から、生徒間で暴言（うざい・死ね等）が頻繁に使用される状況であったことを教職員は認識していたが、暴言により心を痛める人がいることについて適切な指導ができていなかった。

イ 加害生徒らの練習態度の悪さを、1年生の頃から主顧問は認識していたが、適切な指導ができていなかったため、被害生徒へのいじめを防止することができなかった。

ウ また、2度のLINEトラブルがあったが、その際の指導が十分でなかったために、被害生徒へのいじめを防止することができなかった。被害生徒はそのLINEのトラブルを知って気持ち

が落ち込み学校を欠席し、保護者もそれを学校に訴えていたが、被害生徒に対するケアはなされなかった。トラブルの当事者以外への影響を考慮した指導に欠けていた。

エ 被害生徒は、学校に対していじめを訴える前から、加害生徒らの暴言にしんどくなり、部活動や学校に行きたくないと思っており、被害生徒の表情が暗いことなど、様子が異なるということに複数の教職員が気づいていた。しかし、そのことについて、自分の担当ではないという意識や、他の担当者への遠慮、相互干渉への懸念と、被害生徒は優秀でしっかり者、明るく活発であるという認識から、自分で乗り越えられるであろうと考え、被害生徒の異変について教職員間で共有されることはなく、早期介入することができなかった。

(2) 初期対応が拙く、初動が遅かった

ア 被害生徒がいじめを担任教諭に訴えた際、親権者母から「いじめ」という言葉が出ていたにも関わらず、担任教諭から主顧問に引き継がれた時点で、「部活動をやめたい」という悩みに変わっており、重大さが共有されなかった。このため、主顧問から折り返し親権者母に電話をかけた時点で、「いじめ」として対応する認識がなく、被害生徒の心情とずれた対応をすることとなった。

イ 担任教諭から学年主任に報告がされたのは1週間後（8月30日）であり、それまでの間に既に担任教諭と主顧問の個人の判断によって被害生徒の心情とずれた対応がされており、いじめの定義や対応の基本が理解されていたとは言い難い。8月30日に、学年主任から学年主任会議にて報告がされ管理職が知ることとなったが、第1回いじめ問題対策委員会が開かれたのは9月4日であり、これも対応として遅いといえる。第1回の委員会までに、被害生徒への聴き取りや加害生徒への聴き取りと指導がされたが、それは組織としての方針や対応が検討された上でのものではない。これらのことから、管理職を含め対応にあたった教職員は、いじめ防止対策推進法を理解していなかったと判断される。報告や会議の招集が遅く、個人の判断で対応し、この段階から被害生徒の不信感や絶望感を強めてしまった。

(3) 学校組織内における情報共有、組織対応が不十分だった

ア 管理職をはじめ学校の管理運営にある立場の教職員（学年主任・生徒指導部長等）の危機管理意識・相互干渉が不足していた。本件事案に限らずいじめの疑いのある段階からの初期対応、組織的な対応ができておらず、生徒間でのトラブル等への対応が未熟であった。

イ 校長は、いじめの報告を受けた時点から「典型的ないじめである」という認識をしたものの、「身体的暴力がなかったため、なんとかなる」と認識し、特に初期対応の段階で、生徒指導部長をはじめとする学年団へ具体的な指示をしなかった。

ウ 管理職、学年団、いじめ問題対策委員会のメンバーの教職員らは、法的ないじめの定義を正しく理解できておらず、本件事案に対する捉え方が異なっていた。このため、いじめと訴えがあつてからの組織的な対応自体が被害生徒の心情とずれたものとなり、「問題を軽視している」と受け取られる対応となった。

エ 加害生徒を指導し校長訓戒を行えば問題は終了し、被害生徒はまた登校できるだろうという軽い認識が複数の教職員にあった。また、訴えがある以前から被害生徒の異変に気づいていた複数の教職員がいたが、情報として共有されなかった。「いじめ」という言葉が出ている時点で、学校はガイドラインを確認し慎重にあるべきだが、本人のつらさや思いを聴くよりも、す

ぐに事実確認、加害生徒指導へと動いた。方針が定まらないまま対応をし、被害生徒の心情とかけ離れたものとなった。

オ 9月には校長自ら教育振興課に相談をしており、教育振興課は方向性を提示していたが、学校は教育振興課のアドバイスを活かせず、対応を重ねることができなかった。

カ 初期対応を含めて、事後の有効な対応ができておらず、いじめに対する指導も不十分で、いじめの解消に全く繋がっておらず、被害生徒の救済を最優先に考えることができていなかった。

(4) スクールカウンセラーとの連携が不十分だった

ア スクールカウンセラーと被害生徒及び保護者が面談した際、事前に担任教諭からスクールカウンセラーには「いじめ」とは伝えられず、「部活動でちょっとトラブルって」と簡単な説明がなされたのみであり、情報伝達ができていなかった。

イ スクールカウンセラーは、いじめ問題は、被害生徒と加害生徒の両方の話を聴かないとわからないと考え、「学校から一切聴いていない」「関係者に事情を聴いてから回答したい」と答え、親権者母は対応に呆れて次回の面談を断った。中立性を重視するあまり、訴えてきた人の心情に寄り添うことができなかった。

ウ 次回の面談について、被害生徒は「どっちでもいい」と言ったこと、また、学校に来られていない生徒を来させることになることや、他機関でカウンセリングを受けていることから、スクールカウンセラーは引き、誘うことはしなかった。

エ スクールカウンセラーは、面談において被害生徒の訴えに危機感を抱いたものの、担任教諭に報告した際に「あとはこっちでやります」と言われたため、それ以上は関わらず引いた。後からでも問題の経緯や被害生徒の他の医療やカウンセリング機関での受診・相談内容について養護教諭や学年団、管理職に尋ねたり、その後の対応や経過について尋ねたり、コンサルテーションをすることもなかった。

オ 学校は、被害生徒がスクールカウンセラーとつながらなかつたらスクールカウンセリングは使えないと考え、被害生徒のみならず加害生徒や保護者、他の生徒らへの対応や、診断書や心理検査報告書の理解について、スクールカウンセラーの専門性を活用しなかった。いじめ問題対策委員会のメンバーにスクールカウンセラーを入れるという発想もなかった。

(5) 教職員個人の対応に任せ、組織で対応できていなかった

ア 主顧問は、子どもの気持ちを想像することや生徒指導対応が得意ではなかったが、周囲は主顧問に対応を任せていた。顧問は複数いたが、実質、主顧問の教諭一人で対応し、特に訴えがあった初期は部活動の問題であるとして担任教諭をはじめとする学年団の教職員は関与しなかった。

イ 教職員の得手不得手等を理解し、相互に補完しあう組織でなかった。また、学年体制（横のつながり）に対して他学年（縦のつながり）からの指導・支援もなかった。

ウ 対応にあたった教職員間に年齢や経験年数等を含めた上下関係があり、発言をすることで関係が悪くなることを恐れ、意見を言えないと感じる教職員もいた。お互いの指導の悩みや不安、保護者への対応の仕方の相談等を気楽に遠慮なく話せる雰囲気、いわゆる同僚性があまり高くなかった。

(6) いじめ問題対策委員会の調査及び対応が不適切だった

ア 第1回のいじめ問題対策委員会は、被害生徒が2年生の年9月4日に開催された。被害生徒からの第一報は8月23日であったが、その報告が学年主任にされ、学年主任会議で管理職や他の教職員が知ることになったのは8月30日であり、まずその情報共有が遅かったが、第1回委員会が開催されるまでさらに数日かかった。また、第2回目は9月11日、第3回目が10月2日と約3週間空いており、最も組織的対応が必要な時期に開催されなかった。その時間的・日程的なロス等の問題に誰も気づいていなかった。

イ 同委員会が中心となって組織的対応の方針を決定していくことができず、不適切な対応や後手に回る対応が多くなった。例えば、部活動の他生徒への説明や指導が不十分で、噂や憶測が飛び交う状況を作ってしまう、被害生徒を悪く言う生徒が出てきても対応ができなかった。また、部活動のミーティングの場でいじめについて質問し挙手させるという不適切な手法を用い、いじめの調査をするに際し、匿名性や発言の安全性を確保できていなかった。部活動内の個別調査は訴えがあつてすぐに（本件事案の場合は遅くとも9月初旬頃）、委員を中心に複数で一気に行うものだが、実施されたのは10月下旬と遅く、生徒指導部が行った。

(7) 加害生徒以外の生徒への指導が不十分だった

ア 生徒指導提要（※）にも記載されているいじめの四層構造（被害者、加害者、観衆、傍観者）についての理解やその指導についての理解が不足しており、そのうち、「傍観者」や「観衆」への対応や指導をどうすべきであったかの議論や共通理解がされていなかった。そのため、周囲の生徒への説明や指導が適切に行われず、第2の5(2)ソ、(3)ケで述べたような被害生徒への陰口などの事象に繋がった。

イ 全ての生徒らが「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つような働きかけ『発達支持的生徒指導』が弱かった。

※ 生徒指導提要は、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として平成22年に作成され、令和4年に改訂された。

(8) いじめ重大事態の発生報告が遅かった

いじめ重大事態の定義としては、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と記されているが、“認める”とは“考える”、“判断する”であり、“確認する”、“肯認する”、“確証する”ではない。いじめと重大事態との因果関係が明白である必要はなく疑いがある段階から迅速に対応すべきである。

いじめ防止基本方針についての理解が不足しており、重大事態の報告義務を果たしていない。10月中頃の時点で重大事態として報告すべきであった。なお、9月に教育振興課に相談していたのであれば、欠席が30日に至る以前でも重ねて状況を報告し、助言を仰ぐべきであった。

2 被害生徒対応の不備

(1) 被害生徒の心に寄り添いきれず、すぐ解消できると軽く捉えていた

ア 前述のとおり、校長は、いじめの報告を受けた時点から典型的ないじめであると認識したものの、本件事案には身体的な暴力行為はなかったため、大きなことではない、なんとかなんと捉えていた。

イ 加害生徒を指導し、校長訓戒をもってこの問題は終了となり、被害生徒はまた登校できるようになるという軽い認識が複数の教職員にあった。被害生徒は優秀でしっかり者、明るく快活な生徒であるという認識から、これくらいのことは乗り越えられるだろう、加害生徒との動線などの多少の配慮をすれば登校できるようになるだろう、という思い込みがあった。

ウ 主顧問は、加害生徒について、高校生くらいになれば落ち着いてくるという楽観的な見立てをしており、それがそのまま被害生徒と親権者母に伝えられた。被害生徒は、加害生徒が落ち着くまで自分が我慢しないといけない、守ってもらえないという思いを強めた。

エ 生徒指導では、とりわけ管理職をはじめ主任・部長級の教職員が、「最悪の事態・状態」を想定することが危機管理対応として必須である。しかし、今回の事案が、重大な事態（長期の欠席・医療機関受診・転校・転居等）に発展する事への予想や危惧はされていなかった。

(2) 登校のための方法論ばかりを検討し、被害生徒の心のケアができていなかった

ア いじめの初期対応において、加害生徒への聴き取りや指導が優先され、被害生徒の気持ちをじっくりと聴き、その心情を受け止めるというケアが不十分だった。

イ いじめ問題対策委員会で、被害生徒が安心して学校に来られる方法について議論はされていたものの、本人の思いや要望を聴かず、被害生徒の心情に配慮した対応が示されなかった。

ウ 顔を合わせなければ大丈夫だろう、教室に入れないならば別室へという軽い認識でおり、被害生徒に別室登校を促した。こうした安易な選択は、被害生徒にとって、加害生徒は守られて被害を受けた自分は不自由を強いられて守られない、気持ちをないがしろにされたと感じるに十分なものであった。

エ 学習したい、授業を受けたいという被害生徒の思いを捉えられておらず、被害生徒も親権者母も、被害生徒が別室登校になることに納得できていない。加害生徒らの別室指導を検討すべきであった。

(3) スクールカウンセラーによるケアができなかった

前述のとおり、スクールカウンセラーとの面談は1回で終了し、継続的なカウンセリングによるケアができなかった。また、教職員らとの被害生徒に関わる情報共有や後方支援もできなかった。

(4) 被害生徒への説明責任を果たしていない

ア 校長と被害生徒との面談時に、「しっかりと見守り、加害生徒らを指導しきる」という姿勢がなく、被害生徒や親権者母にとって、学校は加害生徒を守り、被害生徒のことは守ってくれないという疑念や不安、不信感を増した結果となった。

イ 校長訓戒をした理由とその意味、その後の状況により行うとした一段階上げた指導についても、わかりやすく丁寧に、被害加害両生徒ならびに保護者へ説明すべきところ、されなかった。

ウ 面談などの保護者対応をする上で、保護者の考えや要望等を事前に予測・予想し、学校としてできること、できないことも含めて、その対応についての見解の整理、まとめ、共有をしておくことが必要だが、それができていない。

エ 親権者母から加害生徒の退学が要求された際も、中学校（義務教育段階）では、退学処分が難しいことを含めて、丁寧な説明ができなかった。要望の背後にある親権者母の心情を汲み取り、「退学にはできないが、学校としてこのようにしたいと思っている」という被害生徒の心情に配慮した方針が示されなかった。

(5) 被害生徒側からの強い要望について

本件事案において、学校側が被害生徒側に適切な対応を取れなかった要因として、被害生徒側からの強い要求がなされていたことが指摘される。すなわち、少なくとも被害生徒が2年生の9月末頃には、被害生徒側は加害生徒らに対する退学処分を強く求め続けていたこと、その他交渉担当として教頭や校長との面談を強く要望したこと、等が指摘される。

このような状態に鑑みれば、学校側と被害生徒側が、いわばデッドロック状態となり、柔軟な解決が模索できない関係となってしまっていたことが強く推認される。

このような関係性からすれば、結果として、本件学校側が被害生徒らに対し行うことができる上記アプローチを十分に尽くしていたとしても、被害生徒側においては加害生徒らの退学処分以外に解決策がなかったとも考えられ、話し合い自体ができなかった可能性もある。また、被害生徒側が担任教諭や主顧問ではなく、立場上その上に当たる教頭や校長との直接の交渉を求めたことにより、担任教諭や主顧問など、現場の教職員も介入することが困難な状態に陥り、この点でも現場単位での柔軟な解決が見込まれなかった可能性はある。

このような学校側の事情に鑑みると、学校側が被害生徒側と十分な交渉ができなかったことについて、学校側にも一定程度酌むべき事情が全くないともいい難い。そのような中でも、学校側としては、被害生徒側からの要望を受けて保護者会を開催し本件事案についての説明を行ったり、加害生徒への指導の継続を約束したり、被害生徒側と全く向き合っていないわけではなく、学校側としても善処していたことは評価されるべきである。

しかしながら、被害生徒側が、前述のような交渉態度に至らざるを得なかったのは、それ以前の学校側の態度に起因するものであることは失念してはならない。

被害生徒側としても、当初は学校側と何度もメールをやりとりする等して、穏便に物事を解消しようとしていた。しかし、そのような被害生徒側の対応とは裏腹に、学校側は被害生徒側に寄り添った対応ができなかった。そのような中、日に日に体調を崩し病欠を繰り返す被害生徒、そしてその被害生徒を目の当たりにした親権者母が、学校側の消極的な態度に次第に怒りを募らせ、上記のような主張を繰り返すに至ったとしても（その主張の是非はさておき）、そのような心境に身を置かれてしまったということ自体をことさら不自然かつ不合理なものと評価することはできない。

したがって、被害生徒側の主張や態度の硬直さにより、学校側が対応困難な状態に置かれた側面は否定できないが、そのことをもって、学校側の初期対応の不備や重大事態に至ってしまうまでに十分な対応ができなかったことを否定する論拠とはならない。

3 加害生徒対応の不備

本件学校において、加害生徒らに対し、作文や反省文の作成を促したり、一定の指導を行ったり一定の対応をしていた事実は認められるが、それらの指導が十分なものであったとはいえない。結局は、加害生徒に作文や反省文を書かせただけで終わっており、加害生徒が抱える問題や被害生徒へのアプローチを含めた人間関係を修復するための適切な指導がなされたとは評価できない。

加害生徒に対し訓戒及びそれに伴う部活動停止という処分を行ってはいるが、具体的な事実の調査を十分に行ったり、処分内容について十分に検討したりした上で結論を下したものは評価できない。また、被害生徒2年時の9月13日という、本件事案発覚から相当早期の段階において、早々に処分が決められていることからしても、問題の収束を急いだのではないかと評価せざるを得ないものであった。加害生徒がこの訓戒の意味を正確に理解し、今後の反省に生かしたような事実も認められない。

本件学校のいじめ防止基本方針においても、従前より、フローチャートにおいて「具体的な指導・支援」「加害者への指導」として、毅然とした態度で、いじめが許されないこと、被害生徒の心の痛み、自らの行為が重大な結果に繋がったことを伝えること、カウンセリングの必要性があるかを確認すること、加害者の心理的背景や保護者との連携を行うこと等は記載されていた。その後のいじめ防止基本方針の改訂においても、「はじめに」「第5(3)いじめた生徒への指導及び保護者への助言」と上記視点を一応は明確化しようとする文言は付記されている。

しかしながら、このような基本方針が従来から適切に運用されていたことを示す事実は認められず、加害生徒への指導及び保護者への助言も、前述のとおり一定程度の明確化はなされたものの、現実的にどのような対応をとるべきか等については、結局は抽象論の枠を出ない内容となっている。そのため、現場単位の教職員としても、やはり加害生徒にどのようにアプローチをすれば良いかについては依然不明確なままであると指摘せざるを得ない。

このように、加害生徒対応に不備があった。

第5 再発防止に向けた提言

【再確認】

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月文部科学省」

- ◎ 重大事態の調査は、学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめ防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。

【いじめの早期発見・早期解決に向けた取組の徹底】

1 危機管理体制の構築

(1) 法的知識の確認・早期発見・初動対応

本件事案では、被害生徒が学校にいじめを訴える前から、被害生徒の様子が以前と異なることについて、複数の教職員が気づいていながら、早期介入に至らなかった。いじめの早期発見、早期介入のためには、計画的かつ定期的なアンケート調査や作文指導、教育相談、個別面談等によって、一人一人の個性を理解し、それぞれの声を確実に把握するよう努める必要がある。アンケートは、周りの生徒らに察知されないよう回答を「はい・いいえ」のみで答えられるようにし、

具体的には個別面談で聴き取りを行う。また、いじめを含め生徒に関する心配な状況を認知した場合には、いじめ問題対策委員会で集約し、管理職も含め学校全体で対応することが必要である。

初動対応においても、親権者母からの「いじめ」の訴えを、担任教諭から主顧問に適切に引き継ぐことができなかった。いじめ事案においては、初動対応が極めて重要であり、相談があった場合は、個々の教職員任せにせず、その確認を複数の教職員で行えるよう校内の協力体制を構築しておく必要がある。できるだけ早期に、事実関係を把握し、保護者に対して、迅速かつ誠実に説明を行う。特に、被害生徒及びその保護者のニーズを把握し、学校がどのような指導計画に基づいて、そのいじめ事案に対応するかについて十分に説明し、理解を得ておく必要がある。

本件学校では、本件事案の以前から、生徒間で暴言（うざい・死ぬ等）が頻繁に使用される状況であったり、LINEによるトラブルなどが発生していたりしたにもかかわらず、教職員は適切な指導を行っていなかった。道徳や学級活動等の時間において、『いじめ未然防止教育』として、いじめ防止対策推進法や学校がいじめ防止基本方針を読み解き、「いじめをしない態度や能力」を身につけるための取組を推進すべきである。また、生徒指導提要に示されているように全ての生徒を対象に、『発達支持的生徒指導』として、人権教育などにおいて「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようとする努力、人権侵害をしない人、許さない人、見逃さない人」に育つような働きかけや、日頃から「人の嫌がることは絶対にやってはいけない」「人が傷つく言葉を口にすることはいけない」という教育方針を徹底して行う必要がある。

保護者に対しても、懇談会等の機会を利用し、学校がいじめ防止等にかかる基本方針について説明し、共通理解を図ることが大切である。学校におけるいじめ対応の取組については、ホームページ上において、年間指導計画や、いじめ認知以降の学校の具体的な対応のフローチャート等を生徒や保護者に対して提示するようにしていただきたい。

(2) 機能する校内体制の構築

本件事案の対応にあたり、管理職をはじめとする教職員全体の危機管理意識・相互干渉が不足していた。管理職は、改めて、全教職員に、初期対応やその報告が、遅れることのないよう指導・助言し、いじめの抱え込みは法的にも許されないという意識を徹底するべきである。

教職員の中には、法的ないじめの定義を正しく理解できていない者もいた。管理職を含めて、改めていじめ防止対策推進法や文部科学省がいじめ防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの内容を共有すると共に、生徒の気持ちをより深く理解するための研修を定期的に行い、常に生徒の問題に寄り添うことのできるスキルを身につけるようにしておく必要がある。研修は、心理学や教育学、児童精神医学、生徒指導の専門家、スクールロイヤーなど、外部の専門家を積極的に活用することが望ましい。アクティブラーニングやロールプレイなど、能動的に参加できる充実した内容の研修を行うことを強く推奨する。

いじめ対応にあたっては、いじめ問題対策委員会が、管理職のリーダーシップの下、生徒指導担当教職員等が中心として、協働的に指導、相談体制を構築することが不可欠である。本件事案においては、スクールカウンセラーが被害生徒と面談をしたにもかかわらず、同委員会における対応に活かすことができなかった。このことも踏まえ、同委員会が、日頃からスクールカウンセラーをはじめとする専門家にも相談し、助言を受けることができる体制を構築することが重要で

ある。

また、学校いじめ防止基本方針の他に、適切な保護者対応や連絡方法、困難な事案への対応を含めた実践的ないじめ対応マニュアルを整備し、全ての教職員が、具体的な事象に対応できるよう、教職員全員で共有していただきたい。

(3) 学校の環境・風土の改善（同僚性の構築）

正しい生徒理解のためには、常日頃から保護者を含めて良好な関係性を築いておくことが重要であり、担任や部活動顧問等を中心に、少しでも気になること、理解が難しいと思われることなどは、管理職をはじめ他教職員と情報共有の上、機を逸することなく保護者に報告し、話し合えるようにしておくことが重要である。

教職員は、常にいじめに対する感度を高く持ち、クラス内、部活動内をはじめ、あらゆる学校生活の場面で、生徒らを見守ることが求められている。そして、「困っている生徒」を認知した際、すぐに適切に手を差し伸べ、解決に向けて共に行動してくれる教職員を、生徒は深く信頼することになる。このように、生徒との間に信頼関係が構築されていれば、いじめにあった場合やいじめを見聞きした場合、生徒が教職員に対していじめの事実を訴える可能性は高まる。

本件事案では、それぞれに、気づいた点や気になる点を持っている教職員もいたが、相互干渉を控え、それらを共有、相談するに至らなかった。何よりも、全教職員が自身の悩みや考え、意見を気兼ねなく言える環境、生徒を真ん中に教職員相互が指摘し合える環境や、同僚性の構築が求められる。

2 被害生徒と保護者への丁寧な対応

教職員にとっては、校内で「いじめ」の問題が生じる時、被害生徒も加害生徒もどちらも教え子であり、教え子同士のもめごとや「いじめ」が起きるといことはあってほしくないものであろう。しかし、実際には生徒らの間ではいろいろなことが起こるものである。生徒指導提要で述べられているように、教職員は「生徒の生命と人権を守るため」に、「法の理解に基づき」「組織的・計画的に」「未然防止から課題解決に至るまでの段階に応じて」「関係機関等との連携・協働のもと」に適切な対応を進めることが大前提である。特に、中学生は思春期に入っており、その成長は著しく、身体面の急激な変化に伴い、心の面においては不安定になりやすい時期でもある。被害生徒にしても加害生徒にしても、大人から「話してね」「相談してね」と言われても、自ら相談することは少なく、自分の力で何とか対応しようと努力したり、親や先生に心配をかけまいとして、思いがあっても言わなかったりすることもたくさんあるものである。また、うまく言葉にならない思いもたくさん抱えているものである。教職員だけでなく保護者も含めた周囲の大人は、そうした思春期心性を理解し、生徒指導においては「重層的支援」をすることが重要であるが、ここでは特に、被害生徒とその保護者への対応について以下に詳述する。

(1) 「いじめ」という訴えがあったら

いじめは、いじめ防止対策推進法に定められているように、まず客観的にどのように見えるかよりも、あくまでも被害を受けた側がどう思ったかということが重要であるという認識を持つことが大前提である。そして、最初に対応すべきは、生徒指導提要にもあるように、「被害者保護を最優先」とすることである。「二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を

未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠」なのである。体調を崩す等の異変が生じていたり、大人に「しんどい」「苦しい」「部活動を辞めたい」と言ってきたりすることは、相当に悩み苦しき思いをしてきているということであり、SOSであると理解し、本人の思いや体験に丁寧に耳を傾け、言葉の背後にある心情を尊重した慎重で丁寧な対応が必要である。この初期の受け止め方を間違えて、被害生徒の心情とずれた対応をすることがあると、生徒は、例えば「意を決して話したのに、やっぱり先生はわかってくれない」と、せっかく出された援助希求行動を引っ込めてしまうことにつながりかねない。そればかりか、軽視されたと感じて、不信感、無力感、絶望感、怒り、自責感、孤立感等を抱くことにもつながってしまうものであり、慎重を要するものである。「SOSの受け止め方」についても研修で全教職員が学ぶ必要がある。

(2) 組織で対応する

いじめ防止対策推進法にて明記されているように、組織で対応することが必要であり、その中心となるのが、本件学校ではいじめ問題対策委員会にあたる。同委員会での方針が決まる前に、教職員個人の思いや推測で指導をすることは、バラバラな対応となりやすく控えるべきである。初期に被害生徒の心情とずれた対応がされると、上記(1)に記したような不信感や無力感等が生じ、その後の対応を非常に難しくさせるものとなることが多いということを教職員はわかっておく必要がある。

「いじめ」と断定されなくても、いじめが疑われる段階で、把握した教職員は早急に学年や管理職に報告し、いじめ問題対策委員会も早急に開かれる必要がある。それは何かのついでタイミングで報告すればよいものではなく、即報告をあげる必要があるものである。この対応が遅くなるほど、被害生徒は「他のことが優先されて自分は後回しにされている」「大事にされていない」と感じることもあってもおかしくないものである。

同委員会では、被害生徒の訴えを元に、起きている事象をどのように把握するのかの手続きについて、その方法や役割分担の確認が必要がある。事実確認を行うにあたり第一に重要なのは、被害生徒のケアである。誰がどのように行うのか、教職員との関係性や適性も考慮して役割分担をする必要がある。加害生徒との校内での接点の可能性とその配慮についても当然検討すべきであり、法23条4項に示されているように「必要な場合は加害生徒を別室にて授業を受けるように配慮」することが、被害生徒の「別室登校」を検討する前に必要である。こうした組織的な対応ができるためには、いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針の理解が必須である。生徒指導提要にも記されていることだが、「適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有し」、組織としてケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。

(3) 専門家に助言を求める、支援チームに入れる

いじめ防止対策推進法22条に「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者」を対策組織に置くことが明記されている。傷ついた生徒に接するということはとてもデリケートな配慮が必要とされるため、スクールカウンセラー等の教職員とは違った専門性を有した専門家の意見を仰ぎながら進めることが必須である。もし法的なアドバイスが必要な状況が生じたり、想定されたりする場合には、弁護士（顧問弁護士やスクールロイヤー等）、福祉的な対応や

他機関との連携が必要な場合にはスクールソーシャルワーカー等の専門職と連携し、積極的に助言を求めることが必要である。それは、教職員ができないから専門家を必要とするという意味ではなく、きちんと専門家の意見を取り入れて、被害生徒を守り、加害生徒らや他の生徒らを教育し守る対応ができるということである。

(4) スクールカウンセラーとの連携

教職員から被害生徒をスクールカウンセラーにつなぐ場合、本人の許可を得て、教職員からスクールカウンセラーへ事前の情報共有ができることが望ましい。教職員からスクールカウンセラーに何をどのように伝えるか、伝えてほしいことや伝えてほしくないこと等があれば、そうしたことについても事前に共有しておけるとより丁寧である。もし、事前にどうしても共有することができなかつた場合でも、例えば、担当の教職員が同席して補足説明をすることもできるかもしれない。あるいは、後からでもスクールカウンセラーと共有することや協働して必ず力になることを伝えるなど、つなげる努力をする必要がある。

スクールカウンセラーは、生徒指導提要にもあるように、チーム学校の一員として、教職員とは違った専門性を発揮することが求められている。被害生徒やその保護者との面接ばかりでなく、教職員のコンサルテーション、加害生徒及びその他の生徒らや保護者に対しての心理教育や支援等の役割を担うことができる存在であり、管理職はその活用についてスクールカウンセラーとよく相談し、工夫をされたい。被害生徒やその保護者と直接つながらなかつたとしても、他の役割にて活用することを考えていただきたい。状況によっては、緊急支援として外部から心理士を動員してスクールカウンセラーと役割分担・協働してケアにあたる事例もあるので、活用の仕方については今後も検討されたい。

(5) ニーズの把握と心情への寄り添い

事実確認や解決策を探ることはもちろん大切なことではあるが、そればかりが先行して、被害生徒の気持ちが置き去りになることがある。「こうしたらいいのに」「これくらい大丈夫でしょ」「やっていける力があるはず」と大人は安易に見通しを立てがちであるが、それ自体が、被害生徒にとっては自分の気持ちをわかってもらえていない、つらくなっているのは自分が駄目だからだと思ってしまうことにつながるという心理をわかっておく必要がある。生徒に「寄り添う」ということは、大人に打ち明けるまでに何をどのように体験し、どれほど苦しかったかを大人がわかろうと努力することである。生徒が「大丈夫」と言ったからといって本当に大丈夫とは限らない。表情・態度や声の調子、ニュアンスにも気を配りながら、言葉で表現されるものが心情のすべてだと思わずに、言葉の背後にどのような気持ちがあるのかに耳を傾けられる必要がある。

診断書や心理検査等の結果報告書があるならば、その中にはその生徒の内面についての医学的・心理学的知見からの情報が豊富に含まれているはずである。専門用語等が使用されていることも多いため、スクールカウンセラー等専門家に助言を仰ぐことも大切である。

被害生徒が加害生徒のことをどのように認識しているかの把握も重要である。被害生徒が加害生徒に対して、関係修復や歩み寄りの意向を示していない段階から、例えば、「加害生徒には悪意がない」「あの子らはまだ幼いだけ」「加害生徒らも成長すれば、そのうち落ち着く」「加害生徒にも配慮が必要」「加害生徒も反省している」といった加害生徒に対する理解を促そうとするような言葉を教職員が伝えることがあつたら、それは被害生徒にとっては、教職員が事態を

穏便に収めようとしている、加害生徒に理解を示し寛容な態度を取っている、自分を守ってくれないと認識するのに十分なものである。よかれと思って伝える言葉が、被害生徒には意図と真逆に感じられてしまうことがあるということに留意し、スクールカウンセラー等心理の専門家と相談しながら慎重に対応していく必要がある。

(6) 保護者への対応

わが子が学校での人間関係においてつらい思いをしていることを聞いて、ましてや身体に変調をきたしている様子を見て、平然としていられる保護者はほぼいないであろう。一体学校で何が起きているのか？ 学校での指導はどうなっているのか？ 苦しんでいるわが子のことを何とかしなければならぬと考え、保護者が学校にあれこれと尋ねることはごく当たり前のことであり、学校は保護者の心情を汲みながらそれらに対して一つ一つ丁寧に応じていくことが求められる。被害生徒の保護者が様々な「要求」を学校に対して行なうこともあり得るが、それも字義通りの理解ではなく、その要求の背後にある心情を捉える必要がある。学校として、できることとできないことを示すことが必要な場面はあるが、その返答のみに終始するのではなく、訴えや要求の背後の心情を汲み、どう対応することが被害生徒を守りケアすることになるのかを共に考え、協力しながらよりよい解決策を模索していく関係を構築するよう努めることが重要である。保護者には子どもに対する第一義的責任があるが、教職員には保護者と協働して支援をしていく責務がある。

3 加害生徒への適切な対応

(1) 総論

いじめの再発を防止するためには、加害生徒に対する適切な対応も求められるため、これについて以下詳述する。

(2) 加害生徒の謝罪を表層上のものにとどまらせないようにすること

本件学校のいじめ防止基本方針にもあるとおり、加害生徒に自らの行為を省みさせる指導が大切であることはいうまでもないが、それと並行し、「なぜ加害生徒がそのような行動に出ってしまったのか」についても、詳細に聴き取りを行い、検討を加える必要がある。

単なる作文や反省文の作成だけでは、加害生徒が表層上の謝罪を示すだけで、根本的な問題解決につながらないおそれもあるためである。加害生徒がなぜそのようないじめをしてしまったか、その理由・原因は何かを突き止め、問題解決を目指さなければ、いじめ問題の真の解決とはいえない。加害生徒が抱える問題、たとえば加害生徒も人間関係に悩んでいたりと、被害生徒との関係で何かトラブルがあったりしたのか等についても、精査される必要性はある。

本件事案において、加害生徒に対し、本当に被害生徒の気持ちについて理解をしているのか、それを確認する手段が適切にとられていたとはいえない。

例えば、被害生徒の立場になって加害生徒に宛てた手紙を書かせてみるといったようなロールプレイ型の作文を書かせたり、加害生徒の抱える問題を解決または抑制するために具体的にどのような対策を講じるべきか等について、詳細なテーマを与えたりする等の課題提供を行うことが考えられる。

加害生徒と被害生徒の関係の修復を図るために、双方の保護者に適切な助言を加えたり、協議

の場を設けたりする等の施策を講じることも考えられる。

いかにして、加害生徒の謝罪が表層上のものにとどまらずに済むかについて、生徒の回答等に合わせ、適切な手段の提示を講じなければならない。

(3) 加害生徒のアセスメントからアプローチをなすこと

さらに、加害生徒が抱える特性に対するアプローチも重要である。

加害生徒が、自らの行動につきどの程度の理解力を有するのか、他者目線での考え方等につきどこまで理解できているのか、その他どういった事象に強い関心やこだわりを持っているのか、それが本件にどのような影響を与えたのか否かなども、つぶさに検討されなければならない。

その過程で、加害生徒に、カウンセリングやその他専門的分野からのアプローチ等が必要と判断されれば、スクールカウンセラーをはじめ、その他専門的分野につなげる等のアプローチをする必要はある。

加害生徒の特性に対する処遇について、より専門的な対応を行うか否かの最終的な判断は加害生徒及び保護者の判断に委ねられるとしても、学校側のアプローチとして、そのような観点も意識しながら加害生徒に接する、あるいは保護者らに気づきを与える姿勢も肝要といえる。

(4) 加害生徒に対する処分について手続的保障を十分に行うこと

いじめ加害生徒の問題を検討する上で、加害生徒に対する処分をいかに考えるかは重要な課題である。

学校教育法 11 条によれば、学校長には生徒に対する懲戒権は認められているが、それは「教育上必要があると認めるとき」でなければならない。そもそも学校は捜査機関でも司法機関でもなく、教育機関であることからすれば、まず優先すべきは生徒に対する教育的指導にあり、生徒の人格的成長を促すことにある。そのため、生徒に対する懲戒権の行使としての処分は、極めて限定的になされなければならない。

少なくとも、生徒に対する何かしらの懲戒処分を加えるには、相当の調査及び検討、いかなる処分が相当であるか（部活動停止や停学等の処分及びその期間の選択等）の検討、その他加害生徒側からの弁明の機会を与える等の手続的保障がなされなければならない。

本件事案においては、前述のとおり懲戒処分としての訓戒及び部活動の停止は、本件事案発見から比較的早期の段階において、早々に処分が決められており、相当な調査を行った段階にあるとはいえ、検討も十分になされたものとは到底いい難い。加害生徒側からの弁明を聴く機会も、記録上は確認できない。

また、処分を加えるとしても、そこには一定の感銘力が付与されなければならない。十分な検討がなされず、弁明の機会すら十分に与えられずになされた処分に、何かしらの感銘力を見出すことはできず、結局のところ、処分に教育上の効果を見出すことも出来ない。

以上のとおり、このような処分を検討するに当たっては、本来は前述のように十分な手続的保障が与えられて然るべきであった。

そして、これらの懲戒処分が、加害生徒の教育上の必要のために行われるものであることに鑑みれば、これを加害生徒に対する報復的な意味合いのものであったり、被害者救済の一環としたりして（果たして本当に被害者救済になるかといった議論はさておくとして）濫用してはならない。

なお、私立中学校における加害生徒に対する懲戒処分を検討するに当たり、退学処分を行うか否かについては、法令に則った厳しい要件の下、極めて慎重に検討されなければならない（学校教育法施行規則 26 条参照）。退学という処分にこのような厳しい制限が課されているのは、退学処分が生徒の地位及び生徒の教育を受ける権利を著しく侵害しうる行為に該当するためである。

(5) まとめ

いじめ問題において、危機管理の不備の是正、いじめられた被害生徒に対する対応の不備の是正は、当然行わなければならない対応であるが、見落としがちなのが加害生徒への対応である。

中高生は可塑性に富む存在であり、教育的指導により、成人以上に反省をし、より良い方向に更生していくことが期待できる存在であり、成長発達を支援する意味での指導が必要である。

加害生徒の謝罪を表層上のものにとどまらせないこと、加害生徒の特性に対するアプローチをなすこと、加害生徒に対する処分について手続的保障を十分に行うことにより、加害生徒が立ち直り、更生してもらうことも、いじめをなくしていくために必要な対応である。

第6 おわりに

学校は、生徒にとって安全・安心して学び、部活動や交友関係を通じて心身ともに成長を図るところと位置づけられる。しかしながら、これほど安全で安心が約束された学校においても、時折いじめという影が否応なく存在するのが実情である。特に中学生は、思春期の多感な時期にあり、その未熟さ故に他者への思いやりや尊厳に思いを馳せることが難しくなり、加害者となる生徒はいじめを行ってしまう。一方で、被害者となる生徒はいじめに遭うとその体験に圧倒され、心身の成長に著しい弊害が生じることになる。いじめは、加害者たる生徒が大したことはないと思っていなくても、被害者自身の自己肯定感や尊厳を害し、時として精神的・身体的苦痛を与えて回復不可能な状況に追い詰め、死に至ることさえある。このような未成熟で脆弱な状況にある生徒を導く役割を果たすのが教職員であり、その責務を理解することは極めて重要であり、学校が一体となって対応すべきである。

本件報告書は、いじめにより被害生徒が徐々に追い詰められ、いじめを訴えた以後の被害生徒に対する学校の対応とその学校の対応に更に傷ついていった経緯を詳細に記述し、その原因を法的、教育的、心理的な観点から分析し、その対応策を詳細に提示した。当再調査委員会は、いじめを許さないことはもちろん、いじめの発生を未然に防ぎ、いじめを認知すれば迅速に対処し、二度と被害生徒及び加害生徒のいずれも排除されない形での安心安全な教育環境が実現されることを重ねて強く切望する。